

追 録

現行 海事法令集 2025 年版
海 事 六 法 2025 年版

2025 年 1 月 6 日から 2025 年 6 月 30 日
までに公布された、主な法令の一部改
正を収録しています。

海 文 堂 出 版 株 式 会 社

〒112-0005 東京都文京区水道 2 - 5 - 4

電 話 03 (3815) 3291 (代)

URL : <https://www.kaibundo.jp/>

目次

不動産登記規則等の一部を改正する省令（法務省令第一号） 〔船舶登記規則〕	1
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第七号） 〔船員職業安定法施行令〕	3
国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省令第四号） 〔独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令〕	4
船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第十号） 〔船舶安全法施行規則／海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則／国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則〕	5
小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令（国土交通省令第十一号） 〔小型船舶操縦士試験機関に関する省令〕	8
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第八号） 〔海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令／余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令〕	9
船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省・国土交通省・環境省令第一号） 〔船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則〕	12
船舶気象通報規程等の一部を改正する告示（海上保安庁告示第七号） 〔船舶気象通報規程〕	13
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通省令第十六号） 〔海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則／海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則／国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則〕	15
海難審判法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第十七号） 〔海難審判法施行規則〕	18
海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する省令（政令第七十三号） 〔海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令〕	18

● 海上保安庁組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第
五十四号）
〔海上保安庁組織規則〕

……
64

● 港湾法等の一部を改正する法律（法律第二十五号）
〔港湾法〕特定外貿埠頭の管理運営に関する法律〕

……
65

● 船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を
改正する政令（政令第百九十号）
〔船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令〕

……
73

● 船員法等の一部を改正する法律（法律第三十二号）
〔船員法／船員職業安定法／船舶職員及び小型船舶操縦者法／
海難審判法／登録免許税法〕船員の雇用の促進に関する特別
措置法〕

……
74

● 登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一
部を改正する告示（国土交通省第三百九十号）
〔登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示〕

……
94

● 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う国土
交通省関係省令の整理等に関する省令（国土交通省令第六十号）
〔海難審判法施行規則／倉庫業法施行規則〕

……
97

● 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に
関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法
律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第
百九十九号）
〔船員職業安定法施行令〕

……
98

● 船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正

する省令（国土交通省令第六十一号）
〔船舶安全法施行規則／船舶自動化設備特殊規則〕

……
99

● 船舶法施行細則の一部を改正する省令（国土交通省令第六十二
号）
〔船舶法施行細則〕

……
103

● 港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第六十四
号）
〔港則法施行規則〕

……
104

● 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促
進に関する法律（法律第五十九号）
〔海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の
促進に関する法律／港湾法〕

……
107

● 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（法律第六十号）
〔貨物利用運送事業法〕

……
120

● 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業
生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第
六十三号）
〔船員職業安定法／船員の雇用の促進に関する特別措置法〕

……
121

● 海難審判法施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第
六十七号）
〔海難審判法施行規則〕

……
122

● 国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二百十六号）
〔国土交通省組織令〕

……
122

● 国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第

七十二号

〔国土交通省組織規則／国土交通省関係船舶の再資源化解体の
適正な実施に関する法律施行規則〕

……
123

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令（国土交通省令第
七十六号）

……
125

〔地方運輸局組織規則／国土交通省関係船舶の再資源化解体の
適正な実施に関する法律施行規則〕

産業標準化法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務省・
文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・
環境省令第21号）

〔産業標準化法施行規則〕

……
128

不動産登記規則等の一部を改正する省令

第二条 船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後		
(不動産登記規則の準用) 第四十九条 「略」		
読み替える規定 [略]	読み替えられる字句	読み替える字句
	第二十七条の二第一項	第二百二条の四第一項 船舶登記規則第四十七条の三第二項
第二十七条の二第一項 検索用情報の申出(第百五十八条の三十九第二項に規定する検索用情報同時申出又は第百五十八条の四十第二項に規定する検索用情報単独申出をいう。第三項において同じ。)代替措置等申出		
第二十七条の二第三項 検索用情報の申出に関する書類、代替措置等申出 代替措置等申出		
備考 表中の「」の記載は注記である。		

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和七年四月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の不動産登記規則(以下「新規則」という。)中検索用情報の申出(新規則第二十七条の二第一項に規定する検索用情報の申出をいう。)に関する規定は、不動産登記規則附則第三条第一項の規定による改製を終えていない登記簿(電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。)に係る申出については、適用しない。

○政令第七号（一月二十二日）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

（職業安定法施行令及び船員職業安定法施行令の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「第二十一條第二項」を「第二十一條第四項」に改める。

二 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第七号

附 則

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第四号（二月十八日）

国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部改正）
第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監事の調査の対象となる書類） 第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。 一・二（略） 三 物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号） 四〇六（略） （業務方法書の記載事項） 第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりと	（監事の調査の対象となる書類） 第三条 機構に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。 一・二（略） 三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号） 四〇六（略） （業務方法書の記載事項） 第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりと

する。

一〇九（略）

十 法第十三条第一項第十号に規定する物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項に規定する業務に関する事項

十一〇十八（略）

する。

一〇九（略）

十 法第十三条第一項第十号に規定する流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十條の二第一項に規定する業務に関する事項

十一〇十八（略）

附 則

この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十号（二月二十八日）

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（手数料） 第六十六条（略） 2 第二十条の二第二項の規定の適用のある船舶（法第八条の船舶を除く。）の定期検査、中間検査（第三種中間検査を除く。以下この項において同じ。）又は臨時検査（安全管理手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）の手数料の額は、前項、第四項から第六項まで及び第八項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。 一（略） 二 中間検査 前項、第四項又は第六項の規定による手数料の額に二万五千百円（臨時検査を受けるべき場合に受ける中間検査にあつては、十二万四千七百円）を加算した額 三（略） 3（略） 9 外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、別表第一の三に定める額）を加算した額とする。 10 外国において製造検査を受ける場合における当該製造検査の手数料	（手数料） 第六十六条（略） 2 第二十条の二第二項の規定の適用のある船舶（法第八条の船舶を除く。）の定期検査、中間検査（第三種中間検査を除く。以下この項において同じ。）又は臨時検査（安全管理手引書に係るものに限る。以下この項において同じ。）の手数料の額は、前項、第四項から第六項まで及び第八項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める額とする。 一（略） 二 中間検査 第一項、第四項又は第六項の規定による手数料の額に二万五千百円（臨時検査を受けるべき場合に受ける中間検査にあつては、十一万四千七百円）を加算した額 三（略） 3（略） 9 外国において法第五条の検査を受ける場合における当該検査の手数料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額に十一万三千七百円（初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合（法第八条の船舶について受ける場合を除く。）は、製造検査に合格した船舶にあつては二十一万三千五百円、その他の船舶にあつては四十八万五千二百円）を加算した額とする。 10 外国において製造検査を受ける場合における当該製造検査の手数料

の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）に別表第二の三に定める額を加算した額とする。

別表第1の3（第66条関係）

初めて航行の用に供するときに 行う定期検査 （製造検査に合格した船舶について受けるものに限る。）	船舶の長さ （メートル）		金額 （円）
	20未満	20以上180未満	
初めて航行の用に供するときに 行う定期検査 （上記以外の船舶について受けるものに限る。）	旅客船	213,500	898,400
	旅客船以外の船舶	213,500	384,400
	船舶の長さ （メートル）	20未満	20以上180未満
初めて航行の用に供するときに 行う定期検査 （上記以外の船舶について受けるものに限る。）	旅客船	485,200	2,041,800
	旅客船以外の船舶	485,200	873,600
	船舶の長さ （メートル）	20未満	20以上180未満

別表第2の3（第66条関係）

船舶の長さ （メートル）	金額 （円）	金額 （円）
20未満	20以上180未満	180以上
旅客船	271,700	1,143,400
旅客船以外の船舶	271,700	489,200

の額は、第一項の規定にかかわらず、別表第二に定める手数料の額（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して検査の申請をする場合にあつては、別表第二の二に定める手数料の額）に二十万七千七百円を加算した額とする。

（新設）

（新設）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料) 第四十五条 (略) 2～7 (略) 8 外国において法定検査を受ける場合における法定検査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円(初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合は、船舶の長さが百八十メートル以上の旅客船にあつては五百七十八万二千二百円、その他の船舶にあつては四十八万五千二百円)を加算した額とする。 9～12 (略)	(手数料) 第四十五条 (略) 2～7 (略) 8 外国において法定検査を受ける場合における法定検査の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円(初めて航行の用に供するときに行う定期検査を受ける場合は、四十八万五千二百円)を加算した額とする。 9～12 (略)

(国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則(平成三十一年国土交通省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手数料) 第四十七条 (略) 2 外国において法第三条第一項の確認を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円(初回確認を受ける場合は、船舶の長さが百八十メートル以上の旅客船(旅客定員十三人以上の船舶をいう。)にあつては五百七十八万二千二百円、その他の船舶にあつては四十八万五千二百円)を加算した額とする。 3～6 (略)	(手数料) 第四十七条 (略) 2 外国において法第三条第一項の確認を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円(初回確認を受ける場合は、四十八万五千二百円)を加算した額とする。 3～6 (略)

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十一号（三月三日）

小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令

小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(指定の申請) 第二条 (略) 2 (略) 3 指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行う事務所の所在地並びに特定試験事務の開始の日は、次のとおりとする。		(指定の申請) 第二条 (略) 2 (略) 3 指定試験機関の名称及び住所、特定試験事務を行う事務所の所在地並びに特定試験事務の開始の日は、次のとおりとする。	
名	住所	名	住所
(略)	(略)	(略)	(略)
特定試験事務を行う事務所の所在地	特定試験事務の開始の日	特定試験事務を行う事務所の所在地	特定試験事務の開始の日
(略)	(略)	(略)	(略)
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会本部事務所 神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会本部事務所 神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会本部事務所 神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会本部事務所 神奈川県横浜市中区本町四丁目四十三番地
(略)	(略)	(略)	(略)
一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会九州事務所 福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番十三号	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会九州事務所 福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番十三号	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会九州事務所 福岡県北九州市門司区港町六番二号	一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会九州事務所 福岡県北九州市門司区港町六番二号
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、令和七年三月三日から施行する。

○環境省令第八号（三月三日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
（汚泥等に係る判定基準） 第二条 令第五条第一項第十一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（五）若しくは第六条の五第一項第三号イ（五）に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ニ若しくは第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号、第二〇号から第三十一号まで及び第	（汚泥等に係る判定基準） 第二条 令第五条第一項第十一号の括弧内の環境省令で定める基準、当該環境省令で定める基準以外の同号の環境省令で定める基準及び同条第三項の表第一号下欄口の環境省令で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理令」という。）第一条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもののうち廃棄物処理令別表第五の二五の項の下欄に掲げる物質を含むものにあつては試料一グラムにつきダイオキシン類三ナノグラム以下とし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ（五）若しくは第六条の五第一項第三号イ（五）に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第八号上欄に掲げる物質について同号下欄に掲げるとおりとし、廃棄物処理令第六条第一項第三号ニ若しくは第六条の五第一項第三号ナに規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものにあつては別表第一第一三号、第一四号、第二〇号から第三十一号まで及び第

三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

一・二（略）	（略）
三 カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
四・五（略）	（略）
六 六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・二ミリグラム以下
七〇一二（略）	（略）
一三 トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・一ミリグラム以下
一四〇三三（略）	（略）
備考（略）	

別表第二（第三条関係）

一（略）	（略）	（略）
二 廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	カドミウム又はその化合物	試料一リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
三〇八（略）	（略）	（略）
九 廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものに限る。）	トリクロロエチレン	試料一リットルにつきトリクロロエチレン

三三号の上欄に掲げる物質ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第二条関係）

一・二（略）	（略）
三 カドミウム又はその化合物	検液一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
四・五（略）	（略）
六 六価クロム化合物	検液一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
七〇一二（略）	（略）
一三 トリクロロエチレン	検液一リットルにつきトリクロロエチレン〇・三ミリグラム以下
一四〇三三（略）	（略）
備考（略）	

別表第二（第三条関係）

一（略）	（略）	（略）
二 廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の二の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。）	カドミウム又はその化合物	試料一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム以下
三〇八（略）	（略）	（略）
九 廃酸又は廃アルカリ（国内において生じたものに限る。）	トリクロロエチレン	試料一リットルにつきトリクロロエチレン

			て生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の九の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。	ン〇・一ミリグラム以下
備考 (略)	一〇・二五 (略)	(略)	(略)	(略)

			て生じたものにあつては、廃棄物処理令別表第五の九の項の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じたものに限る。	ン〇・三ミリグラム以下
備考 (略)	一〇・二五 (略)	(略)	(略)	(略)

第二條 (余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令)
余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令(昭和五十二年総理府令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
2 令第五条第一項第十八号及び同条第二項の環境省令で定める余水吐きから流出する海水の水質についての基準は、前項の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる物質に関し、当該余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該各号の基準があるときは、当該物質に係る水質については、当該各号の基準(当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい排水基準)に適合することとする。 一・二 (略)	2 令第五条第一項第十六号及び同条第二項の環境省令で定める余水吐きから流出する海水の水質についての基準は、前項の規定を準用する。ただし、次の各号に掲げる物質に関し、当該余水吐きから海水が流出する海洋において適用される当該各号の基準があるときは、当該物質に係る水質については、当該各号の基準(当該基準が二以上定められている場合にあつては、そのうち最も厳しい排水基準)に適合することとする。 一・二 (略)

附 則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

厚生労働省
○国土交通省令第一号（三月十日）
環境省

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年厚生労働省
国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。
環境省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（再資源化解体の許可の申請） 第二条（略） 2・3（略） 4 法第十条第二項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 四（略） 五 申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第二条第十六項に規定する	（再資源化解体の許可の申請） 第二条（略） 2・3（略） 4 法第十条第二項第七号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 四（略） 五 申請者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第二条第十五項に規定する

法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無
六 十（略）

法人番号をいう。）及びその役員の精神の機能の障害の有無
六 十（略）

附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○海上保安庁告示第七号（三月十八日）

船舶気象通報規程等の一部を改正する告示

（船舶気象通報規程の一部改正）

第一条 船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第二条、第三条関係）		別表（第二条、第三条関係）	
気象観測を行う航路 標識の名称及び観測 種目	気象通報に使用する電話番号及びインター ネット・ホームページアドレス	気象観測を行う航路 標識の名称及び観測 種目	気象通報に使用する電話番号及びインター ネット・ホームページアドレス
（略）	（略）	（略）	（略）
大吹埼灯台 （風向、風速、 <u>気圧</u> ）	0479－20－0177（銚子海上保安部） 029－264－0177（茨城海上保安部） https://www6.kaho.mlit.go.jp/03kan ku/ choshi/inubosaki_l t/kisyou/index.html	大吹埼灯台 （風向、風速、 <u>気圧</u> 、 <u>波高</u> ）	0479－20－0177（銚子海上保安部） 029－264－0177（茨城海上保安部） https://www6.kaho.mlit.go.jp/03kan ku/ choshi/inubosaki_l t/kisyou/index.html
（略）	（略）	（略）	（略）
尻屋埼灯台 （風向、 <u>風速</u> ）	0178－32－2177（八戸海上保安部） 017－721－1846（青森海上保安部） 017－731－2177（青森海上保安部） 0138－44－1177（函館海上保安部） 0143－25－5177（室蘭海上保安部） https://www6.kaho.mlit.go.jp/02kan ku/ hachinohe/shiriyasaki_l t/kisyou/index.html	尻屋埼灯台 （風向、 <u>風速</u> 、 <u>波高</u> ）	0178－32－2177（八戸海上保安部） 017－721－1846（青森海上保安部） 017－731－2177（青森海上保安部） 0138－44－1177（函館海上保安部） 0143－25－5177（室蘭海上保安部） https://www6.kaho.mlit.go.jp/02kan ku/ hachinohe/shiriyasaki_l t/kisyou/index.html
（略）	（略）	（略）	（略）
若宮灯台 （風向、風速、 <u>気圧</u> ）	0837－26－5177（仙崎海上保安部） 0920－52－8177（対馬海上保安部） https://www6.kaho.mlit.go.jp/07kan ku/	若宮灯台 （風向、風速、 <u>気圧</u> 、 <u>波高</u> ）	0837－26－5177（仙崎海上保安部） 0920－52－8177（対馬海上保安部） https://www6.kaho.mlit.go.jp/07kan ku/

附 則
この告示は、令和七年三月三十一日から施行する。

備考（略）		備考（略）	
（略）	karatsu/wakamiya_lt/kisyuu/index.html	（略）	karatsu/wakamiya_lt/kisyuu/index.html

○国土交通省令第十六号（三月二十一日）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第 条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（法第八条の二第二項の国土交通省令で定める特別の用途） 第十一条の五 法第八条の二第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用するタンカーとする。 （燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶） 第十二条の十七の七 法第十九条の二十二第二項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。 （揮発性物質放出規制対象船舶） 第十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物物質を放出する貨物の積込みを行うものうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。 一 三（略） （オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外） 第十二条の十七の二十一 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶とする。 2（略） （法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶）	（法第八条の二第二項の国土交通省令で定める特別の用途） 第十一条の五 法第八条の二第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用するタンカーとする。 （燃料油供給証明書等を備え置くべき対象船舶） 第十二条の十七の七 法第十九条の二十二第一項の国土交通省令で定める船舶は、国際航海に従事する船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて総トン数四百トン以上のものとする。 （揮発性物質放出規制対象船舶） 第十二条の十七の十三 法第十九条の二十四第一項の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶を除く。）であつて、揮発性物質放出規制港湾において揮発性有機化合物物質を放出する貨物の積込みを行うものうち、貨物の積込みの状況その他の事情を勘案して告示で定めるものとする。 一 三（略） （オゾン層破壊物質を含む材料の使用又は設備の設置に係る禁止の適用除外） 第十二条の十七の二十一 法第十九条の三十五の三の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶とする。 2（略） （法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶）

第三十三条の十二 法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）とする。

一・二（略）

第三十三条の十二 法第三十九条の五の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶（海上自衛隊の使用する船舶を除く。）とする。

一・二（略）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別の用途） 第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、自衛隊の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。 （特別の用途の船舶） 第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。 一 自衛隊の使用する船舶 二・三（略） （検査対象船舶） 第二条（略） 2／4（略） 5 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができる認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができる認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。 6（略）	（特別の用途） 第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下同じ。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他国土交通大臣が定める用途とする。 （特別の用途の船舶） 第一条の二十一 法第十九条の二十五第一項の国土交通省令で定める特別の用途の船舶は、次に掲げる船舶とする。 一 陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶 二・三（略） （検査対象船舶） 第二条（略） 2／4（略） 5 法第十九条の三十六の表の検査対象船舶の欄の海洋汚染防止緊急措置手引書等が技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができる認められる船舶として国土交通省令で定めるものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶その他国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができる認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶とする。 6（略）

7 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。 一 （略） 二 自衛隊の使用する船舶 三・四 （略）	7 第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。 一 （略） 二 陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶 三・四 （略）
--	---

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第三条

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途） 第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶とする。	（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途） 第二条 法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

附 則

この省令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○国土交通省令第十七号（三月二十四日）

海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第九十五条 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給し、その額は、一夜当たり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二の一の表の区分に応じ、それぞれ同表の職務の級が十級以下の者の欄に定める額と現に支払った額を比較し、いずれが少ない額とする。	第九十五条 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する宿泊料は、出頭等に必要な夜数に応じて支給し、その額は、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合については一夜当たり八千七百円、同表に定める乙地方である場合については一夜当たり七千八百円とする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前の日に係る宿泊料の額については、なお従前の例による。

○政令第七十三号（三月二十六日）

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「各号」を削り、同条第三号中「及び第三条第二項第一号」を削り、同条第七号中「責に」を「責めに」に改め、同条第八号中「基き」を「基づき」に、「当る」を「当たる」に、「当つた」を「当たつた」に改め、同条第九号中「外」を「ほか」に、「当つた」を「当たつた」に改める。

第三条第一項中「九千四百円」を「九千七百円」に改め、同項ただし書中「一万四千二百円」を「一万四千五百円」に改め、同条第二項中「及び第三号から第六号までのいずれか」を削り、「二百七十七円を「四百三十三円」に、「第二号」を「第二号から第五号までのいずれか」に、「三百三十三円」を「二百七十七円」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第四条の二第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六千四百円」を「四万二千七百円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の第三条第一項及び第二項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

第三条 施行日から令和八年三月三十一日までの期間に給付の事由が生じた

給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で当該期間について支給すべきものについての改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「該当する者」とあるのは「該当する者又は配偶者（第一条第三号に規定する配偶者をいう。以下この項において同じ。）」と、「四百三十三円」とあるのは「二百八十三円」と「それぞれ」とあるのは「配偶者である扶養親族については百円を、それぞれ」とする。

第四条 改正後の第四条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。

○海上保安庁告示第十号（三月二十六日）

刑法等の一部を改正する法律

（海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示の一部改正）

第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示（昭和四十二年海上保安庁告示第二百七十一号）の一部を次のように改正する。
第四十六条の三第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
第五号様式から第八号様式まで、第九号の二様式から第十一号様式まで中「特定期間」や「15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間」に改める。
第十五号様式中「第13条関係」や「第12条関係」に改める。
第十五号の二様式中「第13条の2関係」や「第13条関係」に改める。
第十六号様式中「第13条の4関係」や「第13条の3関係」に改める。
第二十一号様式中「特定期間」や「15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間」に改める。
第二条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示の一部を次のように改正する。
第五号様式から第八号様式まで、第九号の二様式から第十一号様式まで及び第二十一号様式中

配偶者		人	円
子	人	円	
15歳に達する日 後の最初の4月1 日から22歳に達 する日以後の最初 の3月31日まで の間にある子		人	円
扶養親族			円

や

子		人	円
15歳に達する日 後の最初の4月1 日から22歳に達 する日以後の最初 の3月31日まで の間にある子	人	円	
扶養親族			円

その他 人 円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示第十六条の三第一号の改正規定及び第三条の規定 令和七年六月一日

二 第二条の規定 令和八年四月一日

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

○国土交通省令第二十三号（三月三十一日）

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	改 正 前
（在勤官署の所在地） 第七十条の十二 船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第二百二十六号）第二条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。）第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） 第七十条の十三 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 2 国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 3 国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。	（在勤官署の所在地） 第七十条の十二 船員法に基づく登録検査機関に関する政令（平成二十五年政令第二百二十六号）第二条の旅費の額に相当する額（次条において「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 （旅費の額の計算に係る細目） 第七十条の十三 旅費法第十六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。 3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。 4 国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(船舶安全法施行規則の一部改正) 第三条 船舶安全法施行規則(昭和三十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。	改 正 後
目次 第一章(第三章(略)) 第三章の二 登録検定機関等 第一節(第五節(略)) 第六節 旅費の額の計算に關し必要な細目(第四十七条の二十七 — 第四十七条の三十) 第四章・第五章(略) 附則 (在勤官署の所在地) 第四十七条の二十七 船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第四 条の旅費の額に相当する額(以下この節において「旅費相当額」とい う。)を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する 者の国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第百十四号 第四十七条の三十において「旅費法」という。)第二条第四号の在勤 官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。 (削る) (検査の日数) 第四十七条の二十八 (略) (渡航雑費の額) 第四十七条の二十九 国家公務員等の旅費に關する法律施行令(令和六 年政令第三百六号)第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を 計算する。	改 正 前
目次 第一章(第三章(略)) 第三章の二 登録検定機関等 第一節(第五節(略)) 第六節 旅費の額の計算に關し必要な細目(第四十七条の二十七 — 第四十七条の三十一) 第四章・第五章(略) 附則 (在勤官署の所在地) 第四十七条の二十七 船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第四 条の旅費の額に相当する額(以下「旅費相当額」という。)を計算す る場合において、当該検査のため、その地に出張する者の国家公務員 等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」 という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田 区霞が関二丁目一番三号とする。 (支度料の不算入) 第四十七条の二十八 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に 算入しない。 (検査の日数) 第四十七条の二十九 (略) (旅行雑費の額) 第四十七条の三十 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅 費相当額を計算する。	

(調整)

第四十七条の三十

国土交通大臣が旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(調整)

第四十七条の三十一

国土交通大臣が旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

(船員の労働条件等の検査等に関する規則の一部改正)

第七条

船員の労働条件等の検査等に関する規則(平成二十五年国土交通省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

改正前

(在勤官署の所在地)

第二十四条

船員法関係手数料令第九号イ(2)の旅費の額に相当する額(次条において「旅費相当額」という。)を計算する場合において、当該検査のため、職員(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。次条第三項において「旅費法」という。)第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第二十五条

検査を実施する日数は、当該検査に係る船舶ごとに三日として旅費相当額を計算する。

(在勤官署の所在地)

第二十四条

船員法関係手数料令第九号イ(2)の旅費の額に相当する額(次条において「旅費相当額」という。)を計算する場合において、当該検査のため、職員(国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。次条において「旅費法」という。)第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

(旅費の額の計算に係る細目)

第二十五条

旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。
2 検査を実施する日数は、当該検査に係る船舶ごとに三日として旅費相当額を計算する。

3 旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

4 国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

2 国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和六年政令第三百六号)の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

3 国土交通大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十七号（三月三十一日）

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののようにより改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官） 第九十五条 総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人並びに海技試験官七人を置く。 2／18（略） （港湾建設室及び港湾工事高度化室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官） 第十三条 技術企画課に、港湾建設室及び港湾工事高度化室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。 2 港湾建設室は、港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港湾工事高度化室及び品質確保企画官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3 港湾建設室に、室長を置く。	（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官） 第九十五条 総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人並びに海技試験官八人を置く。 2／18（略） （港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官） 第十三条 技術企画課に、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、建設企画調整官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。 （新設） （新設）

4|| 港湾工事高度化室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務のうち施工方法の高度化に関すること（海洋・環境課及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二 港湾及び航路の整備及び保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成、技術の指導及び成果の普及並びに港湾の施設に関する技術上の基準に関する事務のうち、デジタル技術及び情報的高度利用に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

5|| 港湾工事高度化室に、室長を置く。

（削る）

（削る）
6|| 10 （略）

11|| 建設企画調整官は、命を受けて、港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

2|| 港湾保全政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する事務のうち港湾の施設及び航路の改良及び維持並びに既存の港湾施設の活用の促進に係るものの企画及び立案、調整並びに指導に関すること（積算基準及び施工基準に関すること並びに海洋・環境課並びに港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二 港湾及び航路の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること（海洋・環境課及び技術企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

三|| 港湾の施設に関する技術上の基準のうち維持に関すること（国際標準化推進官の所掌に属するものを除く。）。

4|| 3|| 港湾保全政策室に、室長を置く。

技術監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港湾の整備及び利用並びに航路の整備に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること（海洋・環境課及び技術企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

二 港湾の施設に関する技術上の基準に関すること（港湾保全政策室並びに技術基準調整官及び国際標準化推進官の所掌に属するものを除く。）。

三 港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務の用に供する船舶及び機器の整備に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

5|| 港湾施設の産業標準に関すること。

四 港湾施設の産業標準に関すること。

6|| 10 （略）

11|| 建設企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要事項についての企画及び立案に関すること（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港湾保全政策室、港湾工事安全推進官、品質確保企画

12 14 (略)	官及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。 二 港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関する事務のうち重要事項に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。） 三 前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 12 14 (略)
附 則 (施行期日) 第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第九条を削る改正規定及び次条の規定は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。 (国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正) 第二条 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。 附則第十四条のうち、国土交通省組織規則第百三条の改正規定を次のように改める。	改正 前 (危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官) 第百三条 (略) 2 15 (略) 6 船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 一次に掲げる事項の執行に関すること。 イ・ロ (略) (新設) ハ ホ (略) ヘ 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）
改正 後 (危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官) 第百三条 (略) 2 15 (略) 6 船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 一次に掲げる事項の執行に関すること。 イ・ロ (略) ハ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表の確認及び再資源化解体の承認等（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。） ニ ヘ (略) ト 船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）	改正 前 (危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官) 第百三条 (略) 2 15 (略) 6 船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。 一 一次に掲げる事項の執行に関すること。 イ・ロ (略) ハ ホ (略) ヘ 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）

7 二
11 四
(略) (略)

7 二
11 四
(略) (略)

○国土交通省令第三十二号（三月三十一日）

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第一条 地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改 正 後	改 正 前
（所掌事務） 第八十五条 神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 二十四（略） 二十五 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。 二十六 四十三（略） 2（略） （総務企画部の所掌事務） 第八十七条 総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十八（略） 十九 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。 二十 三十一（略） （所掌事務） 第二百二十二条 運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 五（略） 六 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業	（所掌事務） 第八十五条 神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 二十四（略） 二十五 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。 二十六 四十三（略） 2（略） （総務企画部の所掌事務） 第八十七条 総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 十八（略） 十九 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。 二十 三十一（略） （所掌事務） 第二百二十二条 運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。 一 五（略） 六 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に

務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。

七～四十二（略）

（運輸企画専門官）

第二百二十五条 運輸支局に、運輸企画専門官を置く。

2 運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二（略）

十三 物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。

十四～四十三（略）

3～8（略）

規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。

七～四十二（略）

（運輸企画専門官）

第二百二十五条 運輸支局に、運輸企画専門官を置く。

2 運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二（略）

十三 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く）。

十四～四十三（略）

3～8（略）

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

○国土交通省令第三十六号（三月三十一日）

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章（略） 第一節・第二節（略） 第三節 課の内部組織等 第一款～第五款（略） 第六款 削除 第二章（略） 第三章 監察官（第百二十二条） 第四章 雑則（第百二十三条） 附則 第六款 削除 第五十六条 削除 第三章 監察官（第百二十二条） （監察官） 第百二十二条 海上保安庁に、監察官一人を置く。	目次 第一章（略） 第一節・第二節（略） 第三節 課の内部組織等 第一款～第五款（略） 第六款 監察官及び監察企画官（第五十六条） 第二章（略） （新設） 第三章 雑則（第百二十二条） 附則 第六款 監察官及び監察企画官（第五十六条） （監察官及び監察企画官） 第五十六条 海上保安庁に、監察官及び監察企画官それぞれ一人を置く。 2 監察官は、首席監察官のつかさどる職務を助ける（監察企画官の所掌に属するものを除く）。 3 監察企画官は、命を受けて、首席監察官のつかさどる職務のうち特定事項に関するものを助ける。 （新設）

2 監察官は、首席監察官のつかさどる職務を助ける。 第四章 雑則（第百二十三条） 第百二十三条（略） 附 則 1・2（略） （削る）	3Ⅱ（監察企画官の設置期間の特例） 第三章 雑則（第百二十二条） 第百二十二条（略） 附 則 1・2（略） 3Ⅱ 監察企画官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。
--	--

附 則
この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十七号（三月三十一日）

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令及び船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第一条 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
別表第二（第四条の三及び第十八条関係）				別表第二（第四条の三及び第十八条関係）			
講習科目		条 件		講習科目		条 件	
（略）		（略）		（略）		（略）	
三 食品衛生		一 栄養士又は管理栄養士		三 食品衛生		一 栄養士	
（略）		二、四（略）		（略）		二、四（略）	

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第二条 船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（船舶料理士の資格）		（船舶料理士の資格）	
第二条 船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。		第二条 船舶料理士は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。	
一（略）		一（略）	
二 船舶に乗り組んで一年以上（次号ロに掲げる者又は調理師、栄養士、管理栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められる者にあつては、三月以上）専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。		二 船舶に乗り組んで一年以上（次号ロに掲げる者又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認められる者にあつては、三月以上）専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。	

三 次のいずれかに該当する者であること。

イ・ロ (略)

ハ 調理師、栄養士、管理栄養士その他イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

2 前項第三号ロに掲げる者又は調理師、栄養士、管理栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、前項第二号の規定は、適用しない。

別表第二(第八条関係)

試験科目目	条件
(略)	(略)
四 栄養学(学科)	一 (略) 二 <u>栄養士又は管理栄養士</u>
五 食品学(学科)	一 (略) 二 <u>栄養士又は管理栄養士</u>
六 食品衛生学(学科)	一 (略) 二 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 三・四 (略)
七 調理理論(学科)	一 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 二・三 (略)
(略)	(略)

三 次のいずれかに該当する者であること。

イ・ロ (略)

ハ 調理師、栄養士その他イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

2 前項第三号ロに掲げる者又は調理師、栄養士その他同号ロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する者については、前項第二号の規定は、適用しない。

別表第二(第八条関係)

試験科目目	条件
(略)	(略)
四 栄養学(学科)	一 (略) 二 <u>栄養士</u>
五 食品学(学科)	一 (略) 二 <u>栄養士</u>
六 食品衛生学(学科)	一 (略) 二 <u>栄養士</u> 三・四 (略)
七 調理理論(学科)	一 <u>栄養士</u> 二・三 (略)
(略)	(略)

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○政令第百十七号（三月三十一日）

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令

（国土交通省組織令の一部改正）

第一条 国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。
第三十六条中「バリアフリー政策課」を「共生社会政策課」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（国土交通省組織令第三十六条の改正規定及び同令第四十条（見出しを含む。）の改正規定を除く。）及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

○財務省令第三十四号（三月三十一日）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財務省関係省令の整理に関する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第二条 関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第一条の十第一項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する」を削り、「同項に規定する」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。」に改める。

第二条第一項第一号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○法律第十六号（三月三十一日）

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税法の一部改正）

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の四第三項中「保存」（第七条の九第二項において準用する場合を含む）の下に「。以下この項において同じ」を、「行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録」の下に「（第九十四条の五に規定する財務省令で定めるところに従つて保存が行われているもの（以下この項において「特定電磁的記録」という。）であつて、その保存が関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該特定電磁的記録（当該保存義務者により当該特定電磁的記録の保存が行われた日以後引き続き当該要件を満たして保存が行われているものに限る。）を除く。）を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、令和九年一月一日から施行する。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の関税法第十二条の四第三項の規定は、令和九年一月一日以後に関税法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する関税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した関税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○政令第四百十一号（三月三十一日）

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「広 島」を「広 島」を「徳 島」に改める。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、同年十月十二日から施行する。

○国土交通省令第四十三号（四月一日）
海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章（略） 第二章 船舶運航事業 第一節（略） 第二節 貨物定期航路事業 第一款 貨客定期航路事業 第一目 内航貨客定期航路事業（第二十一条―第二十一条の 六） 第二目 外航貨客定期航路事業（第二十一条の七） 第二款 貨物専用定期航路事業 第一目 内航貨物専用定期航路事業（第二十一条の八） 第二目 外航貨物専用定期航路事業（第二十一条の九―第 二十一条の十二） 第三節（第八節（略） 第三章（第十章（略） 附則 （一般旅客定期航路事業の許可申請） 第二条（略） 2 前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添	目次 第一章（略） 第二章 船舶運航事業 第一節（略） 第二節 貨物定期航路事業 第一款 貨客定期航路事業 第一目 内航貨客定期航路事業（第二十一条―第二十一条の 五） 第二目 外航貨客定期航路事業（第二十一条の六） 第二款 貨物専用定期航路事業 第一目 内航貨物専用定期航路事業（第二十一条の七） 第二目 外航貨物専用定期航路事業（第二十一条の八―第 二十一条の十一） 第三節（第八節（略） 第三章（第十章（略） 附則 （一般旅客定期航路事業の許可申請） 第二条（略） 2 前項の一般旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添

付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ (略)

ハ 法第十条の第三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第十条の第四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全統括管理者資格者証番号（安全統括管理者資格者証に記載された番号をいう。以下同じ。）及び法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資格者証番号（運航管理者資格者証に記載された番号をいう。以下同じ。）

二 (略)

二・三 (略)

(削る)

(削る)

付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ (略)

ハ 法第十条の第三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに同条第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 (略)

二・三 (略)

(安全統括管理者の要件)

第七条の四の二 一般旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 一般旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の第三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第七条の四の三 一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業に使用する旅客船のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客船に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ

(安全統括管理者の職務)

第七条の六 法第十条の四第二項第四号の国土交通省令で定める職務

は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況に関する記録を作成し、これを保存すること。
- 二 法第十九条の四の規定による輸送の安全に関わる情報を公表すること。

経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする一般旅客定期航路事業と同等以上の規模の旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用する一般旅客定期航路事業者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ 一般旅客定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

二 十八歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出)

第七条の六 法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航

管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び

生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

2 前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 安全統括管理者選任届出書 選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び第七条の四

(安全統括管理者の選任及び解任の届出)

第七条の七

法第十条の四第四項の規定により安全統括管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任し、又は解任した安全統括管理者の氏名、生年月日及び安全統括管理者資格者証番号

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

2 前項の安全統括管理者選任届出書には、選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあることを証する書類を添付するものとする。

(運輸管理者の選任)

第七条の八

一般旅客定期航路事業者は、法第十条の六第一項の規定により、事業の用に供する船舶の隻数、大きさ、航行区域その他運輸に関する事項を勘案して、輸送の安全を確保するために必要な人数の運輸管理者を選任しなければならない。

(運輸管理者の職務)

第七条の九

法第十条の六第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、船舶の運輸管理に関する記録を作成し、これを保存することとする。

(運輸管理者の選任及び解任の届出)

第七条の十

法第十条の六第三項の規定により運輸管理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した運輸管理者選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 住所及び氏名

二 選任し、又は解任した運輸管理者の氏名、生年月日及び運輸管理

の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類
二 運輸管理者選任届出書 選任された運輸管理者が第七条の四の二各号に掲げる要件を備えることを証する書類

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

者資格者証番号

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合は、解任の理由

2 運航管理者の業務を第三者に委託する場合には、前項の運航管理者選任届出書には、当該委託に係る契約の内容を記載した書類を添付するものとする。

(運航管理者を船舶に乗り組ませることができる場合)

第七條の十一 法第十条の七第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路を航行するとき。

二 次のいずれかに該当するとき。

イ 現に職務を行っている運航管理者が災害、傷病その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できず、かつ、これに代わる運航管理者(船舶に乗り組んでいない者に限る。)の選任も困難である場合において、事業の運営の状況その他の事情を勘案して船長その他の船員(運航管理者資格者証を有する者に限る。)が運航管理者の職務を兼ねなければ船舶を航行できないとき。

ロ 現に職務を行っている船長その他の船員が災害、傷病その他やむを得ない事由によりその職務を遂行できない場合において、事業の運営の状況その他の事情を勘案して現に職務を行っている運航管理者を船舶に乗り組ませなければ当該船舶を航行できないとき。

2 前項各号のいずれにも該当する場合において、法第十条の七第二項ただし書の規定により運航管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該船舶に乗り組ませようとする期間及び当該運航管理者と常時連絡を取ることができる従業者の氏名をあらかじめ所轄地方運輸局長に報告すること。

二 前号の報告をした後、遅滞なく、当該運航管理者及び当該従業者に対し、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習を受講させ、これらの者が当該講習を修了したことを証する書類を所轄地方

(新設)

運輸局長に提出すること。

三 当該運航管理者が運航管理者としての職務を行つてゐる間は、当該従業者を事務所その他の適切な場所に配置すること。

(特定旅客定期航路事業の許可申請)

第十九条の二の三 (略)

2 前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ (略)

ロ 法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第十九条の六第二項において準用する法第十条の四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全統括管理者資格者証番号及び法第十九条の六第二項において準用する法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資格者証番号

二 四 (略)

(削る)

(削る)

(特定旅客定期航路事業の許可申請)

第十九条の二の三 (略)

2 前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ (略)

ロ 法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第十九条の六第二項において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二 四 (略)

(安全統括管理者の要件)

第二十條の十一の二 対外旅客定期航路事業者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 対外旅客定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項(他の規定において準用する場合を含む。)の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第二十條の十一の三 対外旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の

(準用規定)

第二十條の十二 第七條の二、第七條の五から第七條の十一まで、第十九條の二及び第十九條の二の二の規定は、対外旅客定期航路事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の五、第七條の七 第一項、第七條の十第一 項、第七條の十一第二項 第一号及び第二号並びに 第十九條の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は 営業所の所在地を 管轄する地方運輸 局長を経由して国 土交通大臣
(略)	(略)	(略)

(運輸管理者を船舶に乗り組ませることができるとき)

第二十一條の五 法第二十條第二項において準用する法第十條の七第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運輸の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客運送船舶運輸事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運輸の管理を行おうとする対外旅客定期航路事業と同等の以上の規模の旅客運送船舶運輸事業における船舶の運輸の管理に關し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 対外旅客定期航路事業における船舶の運輸の管理に關しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

ニ 十八歳以上であること。

三 法第十條の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(準用規定)

第二十條の十二 第七條の二、第七條の五、第七條の六、第十九條の二及び第十九條の二の二の規定は、対外旅客定期航路事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七條の五、第七條の六 第一項及び第十九條の二 の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は 営業所の所在地を 管轄する地方運輸 局長を経由して国 土交通大臣
(略)	(略)	(略)

(新設)

一 運輸管理者を乗り組ませようとする船舶が小型船舶（旅客船を除く。）であつて、当該船舶の航行中は他の船舶を運航しない場合

二 第七条の十一第一項に規定する場合

2 前項第一号の場合において、法第二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の規定により運輸管理者を船舶に乗り組ませようとする者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該運輸管理者及び当該運輸管理者と常時連絡を取ることができる従業者に対し、国土交通大臣が告示で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習を受講させ、これらの者が当該講習を修了したことを証する書類を所轄地方運輸局長に提出すること。

二 当該運輸管理者がその職務を行つている間は、当該従業者を事務所その他の適切な場所に配置すること。

3 第七条の十一第二項の規定は、第一項第二号の場合において、法第二十条第二項において準用する法第十条の七第二項ただし書の規定により運輸管理者を船舶に乗り組ませようとする者について準用する。

（準用規定）

第二十一条の六 第七条の二、第七条の四から第七条の十まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二第三項	法第十七条	法第二十条第二項において準用する法第十九条の十四
---------------------------	-------	--------------------------

（準用規定）
第二十一条の五 第七条の二、第七条の四から第七条の六まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十九条の二第一項第二号及び第十九条の二の二	法第十七条	法第二十条第二項において準用する法第十九条の二
第七條の四の三第一号イ	旅客船	船舶
第七條の四の三第一号ロ	規模の旅客定期航路事業	規模の内航貨客定期航路事業
第七條の四の三第一号ハ	総トン数百トン未満の旅客船	船舶
第七條の四の三第一号ニ	当該旅客船	当該船舶

第三項	十九条の十四
(略)	(略)

2 (略)

第二十一条の七 第七条の二、第七条の五から第七条の十一まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条から第二十条の五まで、第二十条の七から第二十条の九まで及び第二十条の十一の規定は、外航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の七 第一項、第七条の十第一 項、第七条の十一第二項 第一号及び第二号並びに 第十九条の二の二第二項 (略)	所轄地方運輸局 長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣
(略)	(略)	(略)

2 (略)

第二十一条の八、第二十一条の十二 (略)

(旅客不定期航路事業の許可申請)

第二十二条 (略)

2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ (略)

ハ 法第二十一条の五において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要、法第二十一条の五において準用する法第十条の四第一項の規定により安全統括管理者に選任しようとする者の安全統括管理者資格者証番号及び法

第三項	十九条の十四
(略)	(略)

2 (略)

第二十一条の六 第七条の二、第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条から第二十条の十一の三まで（第二十条の六及び第二十条の十を除く。）の規定は、外航貨客定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六 第一項及び第十九条の二 の二第二項 (略)	所轄地方運輸局 長	主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣
(略)	(略)	(略)

2 (略)

第二十一条の七、第二十一条の十一 (略)

(旅客不定期航路事業の許可申請)

第二十二条 (略)

2 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうちの一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ・ロ (略)

ハ 法第二十一条の五において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十一条の五において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運輸管理者に選任しようとする者の略歴

第二十一条の五において準用する法第十条の六第一項の規定により運航管理者に選任しようとする者の運航管理者資格者証番号

二〇四 (略)

(削る)

(削る)

二〇四 (略)

(安全統括管理者の要件)

第二十三条の四の二

内航一般不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 内航一般不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は地方運輸局長がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第二十三条の四の三

内航一般不定期航路事業を営む者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行うとする内航一般不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する船舶（旅客船を使用して内航一般不定期航路事業を営む場合にあっては、旅客船）に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行うとする内航一般不定期航路事業と同等以上の規模の内航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 船舶（旅客船を使用する場合にあっては、総トン数百トン未満のものに限る。）一隻のみを使用して内航一般不定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該船舶に船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。

ニ 内航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認めた者であること。

(準用規定)

第二十三条の六 第七条の五から第七条の十まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十一条の五の規定は、内航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の七	所轄地方運輸局長	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
第一項、第七条の十第一項、第十九条の二の二第二項、第二十一条の五第三項において準用する第七条の十一第二項第一号及び第二号		
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(削る)

(削る)

二 十八歳以上であること。
三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(準用規定)

第二十三条の六 第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで及び第二十条の七の規定は、内航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六 第一項及び第十九条の二の第二項	所轄地方運輸局長	主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(安全統括管理者の要件)

第二十三条の九の二

外航一般不定期航路事業を営む者の選任する安全統括管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 外航一般不定期航路事業の安全に関する業務の経験の期間が通算して三年以上である者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること。

二 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(運航管理者の要件)

第二十三条の九の三

外航一般不定期航路事業を営む者の選任する運航

(準用規定)

第二十三条の十 第七条の五から第七条の十一まで、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十三条の三の規定は、外航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の七 第一項、第七条の十一第二項 第一号及び第二号並びに 第十九条の二の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は 営業所の所在地を 管轄する地方運輸 局長を経由して国 土交通大臣
(略)	(略)	(略)

214 (略)

(先進船舶導入等計画の認定の申請)

第四十二条の九 (略)

管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 船舶の運航の管理を行おうとする外航一般不定期航路事業に使用する船舶のうち最大のものと同等以上の総トン数を有する旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長として三年又は甲板部の職員として五年以上乗り組んだ経験を有する者であること。

ロ 船舶の運航の管理を行おうとする外航一般不定期航路事業と同等以上の規模の旅客運送船舶運航事業における船舶の運航の管理に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。

ハ 外航一般不定期航路事業における船舶の運航の管理に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者であること。

二 十八歳以上であること。

三 法第十条の三第七項（他の規定において準用する場合を含む。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこと。

(準用規定)

第二十三条の十 第七条の五、第七条の六、第十九条の二、第十九条の二の二、第二十条の二から第二十条の四まで、第二十条の七及び第二十三条の三の規定は、外航一般不定期航路事業及び当該事業の登録について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七条の五、第七条の六 第一項及び第十九条の二 の二第二項	所轄地方運輸局長	主たる事務所又は 営業所の所在地を 管轄する地方運輸 局長を経由して国 土交通大臣
(略)	(略)	(略)

214 (略)

(先進船舶導入等計画の認定の申請)

第四十二条の九 (略)

3 2 (略)

第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

(略)	(略)
船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百九十九号)第二十条第一項又は第二十三条の三十六第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第十四号様式による特例許可申請書

(職権の委任)

第四十八条 海上運送法施行令(昭和三十年政令第二百七十六号。次条において「令」という。)第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権(同条第三項に規定する職権を除く。)を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第二十二條第一項の規定による登録、法第二十二條第二項において準用する法第十条の三第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の三第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十条の四第四項の規定による安全統括管理者の選任又は解任の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の六第三項の規定による運輸管理者の選任又は解任の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の八の規定による安全統括管理者又は運輸管理者の解任の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十九條第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、法第二十二條第三項において準用する法第十九條の二の規定による保険契約締結の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の三の規定による輸送の安全に関わる情報の整理及び公表、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の七第二項及び第三項の規定による事業の登録申請、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の八の規定による事業の登録、法

3 2 (略)

第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

(略)	(略)
船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十六第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第十四号様式による特例許可申請書

(職権の委任)

第四十八条 海上運送法施行令(昭和三十年政令第二百七十六号。次条において「令」という。)第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権(同条第三項に規定する職権を除く。)を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一 (略)

二 法第二十二條第一項の規定による登録、法第二十二條第二項において準用する法第十条の三第一項の規定による安全管理規程の設定又は変更の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の三第三項の規定による安全管理規程の変更の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十条の三第五項の規定による安全統括管理者又は運輸管理者の選任又は解任の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十条の三第七項の規定による安全統括管理者又は運輸管理者の解任の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十九條第二項の規定による輸送の安全の確保に関する命令、法第二十二條第三項において準用する法第十九條の二の規定による保険契約締結の命令、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の三の規定による輸送の安全に関わる情報の整理及び公表、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の七第二項及び第三項の規定による事業の登録申請、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の八の規定による事業の登録、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十第一項の規定による変更の届出、法

第二十二條第二項において準用する法第十九條の十第一項の規定による変更の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十二第一項の規定による承継の確認、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十三第一項の規定による事業の廃止の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十四の規定による登録の取消し等、法第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を法第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出並びに法第三十二條の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三（五）（略）

（聴聞等の方法の特例）

第五十一條 地方運輸局長は、法第十條の八（法第十九條の六第二項、第二十條第二項、第二十一條の五及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）、法第十四條第二項、法第十七條（法第十九條の六第二項及び第二十一條の五において準用する場合を含む。）並びに法第二十條第二項及び第二十二條第二項において準用する法第十九條の十四の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條第一項又は第三十條の通知をし、かつ、同法第十五條第一項各号又は第三十條各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の揭示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第七号様式（第21条の7 関係）

（略）

第十号様式（第20条、第21条の9、第23条の7 関係）

（略）

第二十二條第二項において準用する法第十九條の十二第一項の規定による承継の確認、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十三第一項の規定による事業の廃止の届出、法第二十二條第二項において準用する法第十九條の十四の規定による登録の取消し等、法第二十三條第一項及び第二項（これらの規定を法第三十三條において準用する場合を含む。）の規定による事業の開始、変更及び廃止の届出並びに法第三十二條の規定による運送秩序に関する勧告にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三（五）（略）

（聴聞等の方法の特例）

第五十一條 地方運輸局長は、法第十條の三第七項（法第十九條の六第二項、第二十條第二項、第二十一條の五及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）、法第十四條第二項、法第十七條（法第十九條の六第二項及び第二十一條の五において準用する場合を含む。）並びに法第二十條第二項及び第二十二條第二項において準用する法第十九條の十四の規定による処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与を行うに当たつては、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）の二十一日前までに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五條第一項又は第三十條の通知をし、かつ、同法第十五條第一項各号又は第三十條各号に掲げる事項を地方運輸局（運輸監理部を含む。）の揭示板に掲示する等適当な方法で公示しなければならない。

第七号様式（第21条の5、第21条の6 関係）

（略）

第十号様式（第20条、第21条の8、第23条の7 関係）

（略）

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（安全統括管理者及び運航管理者の選任及び解任の届出に関する経過措置）

第二条 次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、施行日から起算して一年を経過する日（次条及び附則第四条において「特定日」という。）までは、これらの規定中「安全統括管理者資格者証番号」とあるのは「略歴又は安全統括管理者資格者証番号」と、「運航管理者資格者証番号」とあるのは「略歴又は運航管理者資格者証番号」とする。

一 この省令の施行の際現に一般旅客定期航路事業の許可を受けている者であつて、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの、この省令の規定による改正後の海上運送法施行規則（以下この条から附則第四条までにおいて「新海上運送法施行規則」という。）第二条第二項第一号ハ

二 この省令の施行の際現に特定旅客定期航路事業の許可を受けている者であつて、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの、新海上運送法施行規則第十九条の二の第三項第二号ロ

三 この省令の施行の際現に旅客不定期航路事業の許可を受けている者（改正法附則第三条第二項に規定する者を含む。）であつて、当該許可に係る航路とは別の航路について許可を受けようとするもの、新海上運送法施行規則第二十二條第二項第一号ハ

第三条 新海上運送法施行規則第七条の七第一項第二号（新海上運送法施行規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第一項、第二十二條の六、第二十三条の六第一項及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、特定日まででは、同号中「安全統括管理者資格者証番号」とあるのは、「安全統括管理者資格者証番号（安全統括管理者資格者証の交付を受けている者を選任又は解任した場合に限る。）とする。

2 特定日前に、安全統括管理者の選任届出書（安全統括管理者資格者証番号（海上運送法第三十二條の四に規定する安全統括管理者資格者証に記載

された番号をいう。以下この項において同じ。）の記載がないものに限る。）を提出している者であつて、特定日において引き続き当該安全統括管理者を選任しようとするものは、特定日までで、安全統括管理者資格者証番号を記載した選任届出書を、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業（改正法附則第三条第二項に規定する者が引き続き営んでいる小型船舶旅客不定期航路事業を含む。）又は改正法附則第六条第三項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする内航貨物定期航路事業、事業計画に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下この条並びに附則第五条及び第六条において同じ。）

二 対外旅客定期航路事業（改正法附則第六条第一項に規定する者が引き続き営んでいる当該事業を含む。）、外航貨客定期航路事業（同条第三項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする外航貨物定期航路事業を含む。）又は外航一般不定期航路事業（同条第五項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする外航不定期航路事業を含む。）主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣

三 内航貨客定期航路事業、新海上運送法施行規則第二十一条第一項の内航貨客定期航路事業登録申請書に記載された航路の拠点を管轄する地方運輸局長

四 内航一般不定期航路事業（改正法附則第六条第五項に規定する者が引き続き営んでいる人の運送をする内航不定期航路事業を含む。）主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

3 新海上運送法施行規則第七条の十第一項第二号（新海上運送法施行規則第十九条の三、第二十条の十二、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第一項、第二十二條の六、第二十三条の六第一項及び第二十三条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、特定日まででは、同号中「運航管理者資格者証番号」とあるのは、「運航管理者資格者証番号（運航管理者資格者証の交付を受けている者を選任又は解任した場合に限る。）とする。

4 特定日前に、運航管理者の選任届出書（運航管理者資格者証番号（海上

第七條の十一第一項	該当する場合	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に一般旅客定期航路事業の許可を受けている場合
第十九條の三において準用する第七條の十一第一項	該当する場合	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に対外旅客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則六条第一項に規定する者が当該事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
第二十條の十二において準用する第七條の十一第一項	該当する場合	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に対外旅客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則六条第一項に規定する者が当該事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
第二十一條の五第一項	該当する場合	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

運送法第三十二條の八に規定する運航管理者資格者証に記載された番号をいう。以下この項において同じ。）の記載がないものに限る。）を提出している者であつて、特定日において引き続き当該運航管理者を選任しようとするものは、特定日までには、運航管理者資格者証番号を記載した選任届出書を第二項各号に掲げる事業の区分に応じ、同項各号に定める者に提出しなければならない。

（運航管理者を船舶に乗り組ませることができるときに関する経過措置）

第四條 特定日までは、運航管理者を船舶に乗り組ませることができるときに関する次の表の上欄に掲げる新海上運送法施行規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一條の七第一項において準用する第七條の十一第一項	該当する場合	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に外航貨客定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則六条第三項に規定する者が人の運送をする内航貨物定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
第二十二條の六において準用する第七條の十一第一項	該当する場合	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に旅客不定期航路事業の許可を受けている場合（同法附則第三条第二項に規定する者が小型船舶旅客不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
第二十三條の六第一項において準用する第二十一條の五第一項	該当する場合	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に内航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする内航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）

第二十三条の第十一項において準用する第七條の十一第一項	該当する場合	該当する場合又は海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に外航一般不定期航路事業の登録を受けている場合（同法附則第六条第五項に規定する者が人の運送をする外航不定期航路事業を引き続き営んでいる場合を含む。）
-----------------------------	--------	---

（新海上運送法第十条の四第一項の国土交通省令で定める輸送の安全に關する実務の経験）

第五條 改正法附則第八條第一項の規定により読み替えて適用する改正法第三條の規定による改正後の海上運送法（以下この条及び次条において「新海上運送法」という。）第十条の四第一項（新海上運送法第十九條の六第二項、第十九條の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の六及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める輸送の安全に關する実務の経験は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経験とする。

- 一 当該事業の用に供する船舶が総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第五条第一項に規定する総トン数という。）二十トン未満の船舶（次号イ及び次条において「小型船舶」という。）のみである場合、次のいずれかの実務の経験
 - イ 旅客運送船舶運航事業（海上運送法第二十三條の二に規定する旅客運送船舶運航事業をいう。次号イ及び次条において同じ。）において、運航管理者としての業務に一年以上従事したこと。
 - ロ 地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

驗

- 二 前号に掲げる場合以外の場合、次のいずれかの実務の経験

- イ 旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に係る運航管理者としての業務に一年以上従事したこと。

- ロ 地方運輸局長がイに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

驗

（新海上運送法第十条の六第一項の国土交通省令で定める船舶の運航に關する実務の経験）

第六條 改正法附則第八條第二項の規定により読み替えて適用する新海上運送法第十条の六第一項（新海上運送法第十九條の六第二項、第十九條の十六第一項、第二十条第二項、第二十一条の六及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める船舶の運航に關する実務の経験は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める経験とする。

- 一 当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合、次のいずれかの実務の経験
 - イ 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗組んだこと。
 - ロ 旅客運送船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に關する業務に一年以上従事したこと。
 - ハ 地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

- 二 前号に掲げる場合以外の場合、次のいずれかの実務の経験
 - イ 旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗組んだこと。
 - ロ 旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶の運航の管理に關する業務に一年以上従事したこと。
 - ハ 地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

- ロ 旅客運送船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶の運航の管理に關する業務に一年以上従事したこと。
- ハ 地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

○国土交通省令第四十四号（四月一日）

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

別表第三（第二十八条の二十一関係）			
係留施設	確認対象施設の種類		
	外郭施設	津波、偶発波浪	金 額
	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第四号の偶発波浪をいう。以下同じ）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百二十二万二千元
	水門及び閘門	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百八十万三千元
	その他の施設	その他の施設	二百三十八万三千元
	その他の施設	その他の施設	三百二十二万二千元

改 正 前

別表第三（第二十八条の二十一関係）			
係留施設	確認対象施設の種類		
	外郭施設	津波、偶発波浪	金 額
	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第四号の偶発波浪をいう。以下同じ）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	二百五十九万五千元
	水門及び閘門	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	三百六万三千元
	その他の施設	その他の施設	百九十二万五千元
	その他の施設	その他の施設	二百五十九万五千元

[illegible][illegible]

附 則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

緑地及び広場

人工地盤構造を
有する施設
その他の施設

三百二十二万二千元
百二十九万四千元

緑地及び広場

人工地盤構造を
有する施設
その他の施設

百六万円
二百五十九万五千元

○政令第百五十号（四月一日）

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「二十四人」を「二十五人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十六号（四月一日）

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分が二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測定官及び船級協会業務調整官） 第百三条 検査測定課に、危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測定官六人及び船級協会業務調整官一人を置く。 2 危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全政策課並びに検査監督室及び船舶検査測定官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3 （略） 4 検査監督室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 小型船舶検査機構その他の法人の行う船舶の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する検査に関すること（安全政策課並びに船舶検査測定官及び船級協会業務調整官の所掌に属するものを除く。）。 二 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二、第六条ノ三又は第六条ノ五第二項（これらの規定を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第十九条の四十九第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による確認に関すること（安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く。）。	（危険物輸送対策室及び検査監督・登録測定室並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官） 第百三条 検査測定課に、危険物輸送対策室及び検査監督・登録測定室並びに船舶検査官四人及び船級協会業務調整官一人を置く。 2 危険物輸送対策室は、船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務（安全政策課並びに検査監督・登録測定室及び船舶検査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 3 （略） 4 検査監督・登録測定室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 小型船舶検査機構その他の法人の行う船舶の安全の確保に関する検査及び検定並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する検査に関すること（安全政策課並びに船舶検査官及び船級協会業務調整官の所掌に属するものを除く。）。 （新設）

三 第一号に掲げるもののほか、小型船舶検査機構の行う業務に関すること。

(削る)

5 検査監督室に、室長を置く。

6 船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 次に掲げる事項の執行に関すること。

イ・ロ (略)

ハ 船舶のトン数の測度

ニ・ヘ (略)

二 (四) (略)

7 船舶検査測度官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席船舶検査測度官とする。

8 首席船舶検査測度官は、船舶検査測度官の所掌に属する事務を統括する。

9 第七項に規定するもののほか、船舶検査測度官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席船舶検査測度官とする。

10 次席船舶検査測度官は、船舶検査測度官の所掌に属する事務の統括に關し、首席船舶検査測度官を補佐する。

11 船級協会業務調整官は、船級協会に関する事務(船舶検査測度官の所掌に属するものを除く。)の調整に関する事務をつかさどる。

第百十四条 海洋・環境課に、海洋利用開発室、海洋・環境企画調整官一人及び海洋利用調査センターを置く。

2 (略)

一 (略)

二 レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。)

三 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に關すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。)

四・五 (略)

二 前号に掲げるもののほか、小型船舶検査機構の行う業務に関すること。

三 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。

5 検査監督・登録測度室に、室長を置く。

6 船舶検査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 次に掲げる事項の執行に関すること。

イ・ロ (略)

(新設)

ハ ホ (略)

二 (四) (略)

7 船舶検査官のうちから国土交通大臣が指名する者を統括船舶検査官とする。

8 統括船舶検査官は、船舶検査官の所掌に属する事務を統括する。

(新設)

(新設)

9 船級協会業務調整官は、船級協会に関する事務(船舶検査官の所掌に属するものを除く。)の調整に関する事務をつかさどる。

第百十四条 海洋・環境課に、海洋利用開発室及び港湾環境政策室並びに海洋利用調査センターを置く。

2 (略)

一 (略)

二 レクリエーション港湾の整備、利用及び保全に関する計画に関すること(海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。)

三 レクリエーション港湾の整備及び保全に関する事業の事業計画に關すること(海岸・防災課及び港湾環境政策室の所掌に属するものを除く。)

四・五 (略)

4 3 (略) 海洋・環境企画調整官は、命を受けて、海洋・環境課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 5 7 (略) (企画専門官) 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十七人以内を置く。 2 (略)	4 3 (略) 港湾環境政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 港湾（特定離島港湾施設の存する港湾を除く。第四号において同じ。）の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画（廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。）に関する重要事項についての企画及び立案、推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること（海岸・防災課の所掌に属するものを除く）。 二 広域臨海環境整備センターの行う業務に関すること。 三 港湾等の工事に伴い発生する土砂、汚泥その他の不要物の有効な利用の確保に関する重要事項についての企画及び立案、推進並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。 四 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する試験、研究及び技術の開発並びにこれらの助成並びに技術の指導及び成果の普及に関すること。 5 6 8 (略) (企画専門官) 第百四十条 国土交通省の本省の局及び課に、企画専門官二百二十三人以内を置く。 2 (略)
---	--

附 則

この省令は、公布の日から

○国土交通省令第五十号（四月一日）

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（運輸防災調整官） 第十二条の二 北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の総務部にそれぞれ運輸防災調整官一人を置く。 2 運輸防災調整官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。 （地方鉄道再構築推進調整官） 第十三条の二 地方運輸局鉄道部に、地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。 2（略） （自動車技術安全部に置く課等） 第五十四条 自動車技術安全部に、次に掲げる課を置く。 管理課 整備・保安課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く。） 整備課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。） 保安・環境課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸	（新設） （地方鉄道再構築推進調整官） 第十三条の二 北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び九州運輸局の鉄道部にそれぞれ地方鉄道再構築推進調整官一人を置く。 2（略） （自動車技術安全部に置く課等） 第五十四条 自動車技術安全部に、次に掲げる課を置く。 管理課（四国運輸局を除く。） 整備・保安課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局を除く。） 整備課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸局に限る。） 保安・環境課（関東運輸局、中部運輸局、近畿運輸局及び九州運輸

局に限る。）

技術課

- 2 前項に掲げる課のほか、北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の自動車技術安全部に、それぞれ保安・環境調整官一人を置く。

（海事技術専門官の職務）

第八十条（略）

2・3（略）

- 4 第二項に規定するもののほか、海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者一人を次席海事技術専門官とする。

5（略）

（運輸防災調整官）

第九十三条の三 総務企画部に、運輸防災調整官一人を置く。

- 2 運輸防災調整官は、命を受けて、総務企画部の所掌事務のうち、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

局に限る。）

技術課

- 2 前項に掲げる課のほか、四国運輸局自動車技術安全部に管理業務調整官一人を、北海道運輸局、東北運輸局、北陸信越運輸局、中国運輸局及び四国運輸局の自動車技術安全部に、それぞれ保安・環境調整官一人を置く。

（海事技術専門官の職務）

第八十条（略）

2・3（略）

- 4 第二項に規定するもののほか、海事技術専門官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（関東運輸局にあつては、二人）を次席海事技術専門官とする。

5（略）

（新設）

○国土交通省令第五十四号（四月一日）

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官及びデジタル技術活用推進官） 第三十八条 情報通信課に、システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官及びデジタル技術活用推進官をそれぞれ一人を置く。 2～8（略） 9 デジタル技術活用推進官は、命を受けて、情報通信課の所掌事務に係るデジタル技術の活用に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 （航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官及び国際業務企画官） 第四十三条 管理課に、航空業務管理室及び運用司令センター並びに海洋監視企画官及び国際業務企画官それぞれ一人を置く。 2～5（略） 6 海洋監視企画官は、命を受けて、警備救難部の所掌事務に係る海洋監視に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 7 （略）	（システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官） 第三十八条 情報通信課に、システム整備室、システム管理室及びサイバー対策室並びに情報通信企画調整官一人を置く。 2～8（略） （新設） 第四十三条 管理課に、航空業務管理室及び運用司令センター並びに国際業務企画官一人を置く。 2～5（略） （新設） 6 （略）

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○法律第二十五号（四月二十三日）

港湾法等の一部を改正する法律

（港湾法の一部改正）

第一条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「効果的な利用」の下に「及び保全」を加え、「第四節 港湾環

境整備計画（第五十一条―第五十一条の五）」を「第四節 港湾環境整備
第五節 協働防護計画

計画（第五十一条―第五十一条の五）」に、「行政財産の貸付け」を「行
（第五十一条の六―第五十一条の十四）」

政財産の貸付け等」に、「―第五十五条の二を「―第五十五条の二の二」
に、「第五十五条の二の二―第五十五条の四」を「第五十五条の二の三」

に、「第五十五条の四の四」に改める。

第二条の四第一項中「第三十七条の三第一項」の下に「及び第三項」を
加え、「及び第五十五条の二第一項」を「―第五十五条の二第一項及び第
五十五条の二の二第二項」に改める。

第三条の二第二項第六号中「利用」の下に「及び保全」を加える。

第三条の三第十一項を削り、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九
項中「第七項」を「第九項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を
同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を
同条第十項とし、同条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同
条第九項とし、同条第六項中「第四項」を「第六項」に、「第二項」を「第
四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を第七項とし、第四
項を第六項とし、同条第三項中「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港
湾の」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、第一
項の次に次の二項を加える。

2 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定めることができる。

3 港湾計画には、港湾の保全に関する事項として、地球温暖化その他の
気候の変動に起因する港湾区域の水面の上昇その他の港湾区域の水象に
係る高さの変化に対応するため、臨港地区内にある港湾施設であつて次
に掲げるもの（第五十一条の六第一項から第三項まで及び第五十一条の
九において「特定港湾施設」という。）の高さ及び機能の最適化に関す
る事項を記載することができる。

一 防潮堤、護岸、堤防又は胸壁

二 前号に掲げるもののほか、荷さばき地その他の港湾施設であつて港
湾区域の水象に係る高さの変化によりその運営に著しい影響を受ける
ものとして国土交通省令で定めるもの

第三十七条第二項中「第三条の三第九項若しくは第十項」を「第三条の
三第十一項若しくは第十二項」に改める。

第三十七条の三第一項中「第三項」を「―第四項」に改め、同条中第
七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三
項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、
同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号に掲げる事項が再生可能エネルギー源の利用に資する施設
又は工作物であつて国土交通省令で定めるもの（次条第三項において「再
生可能エネルギー源利用施設等」という。）を含む場合における公募占
用指針には、前項各号に掲げる事項のほか、当該公募対象施設等の設置
及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に当たつて留意すべき港湾の
利用に関する事項を定めなければならない。

第三十七条の四中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 設置しようとする公募対象施設等が再生可能エネルギー源利用施設等
である場合における公募占用計画には、前項各号に掲げる事項のほか、
当該公募対象施設等の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に
利用する港湾に関する事項を記載しなければならない。

第三十七条の五第四項中「学識経験者」の下に「及び公募占用計画に他
の港湾管理者が管理する港湾に係る前条第三項に規定する事項が記載され
ている場合にあつては、当該他の港湾管理者」を加える。

第三十七条の六第二項中「の期間」の下に「並びに当該認定に係る公募

占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第三十七条の四第三項に規定する事項が記載されている場合にあつては、当該事項のうち国土交通省令で定めるもの」を加える。

第三十七条の七中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 港湾管理者は、第一項の変更の認定をする場合において、当該変更の認定に係る公募占用計画に他の港湾管理者が管理する港湾に係る第三十七条の四第三項に規定する事項が記載されているときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

第三十七条の八第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第三十八条の二第七項第一号から第三号までの規定中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に改める。

第四十三条の七中「第五十五条の二の二」を「第五十五条の二の三」に改める。

第四十三条の十四を次のように改める。

(臨港地区内における行為の届出の特例)

第四十三条の十四 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第四十三条の十一第一項若しくは第六項の規定による指定又は前条第一項の認可を受けた港湾運営会社の当該指定又は認可に係る運営計画に記載された

第四十三条の十二第二号に掲げる事項に第三十八条の二第二項又は第四項の規定による届出を要する行為が記載されている場合において当該港湾運営会社が当該運営計画に従つて当該行為をするときについては、適用しない。

第九章の章名中「利用」の下に「及び保全」を加える。

第五十条の四第三項を次のように改める。

3 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第五十条の二第九項の規定により公表された港湾脱炭素化推進計画に定められた港湾脱炭素化促進事業の実施主体が同条第三項第三号に掲げる事項が定められた当該港湾脱炭素化推進計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第五十条の六第一項中「港湾管理者（以下）の下に「この節において」を加え、同条第二項第三号中「第五十条の八第一項」を「第五十条の八」

に改める。

第五十条の八第二項を次のように改める。

2 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、第五十条の六第九項の規定により公表された特定利用推進計画に定められた特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施主体が同条第三項第二号に掲げる事項が定められた当該特定利用推進計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第五十条の十六第二項第三号中「及び次条第二項」を「並びに次条第二項及び第三項」に改める。

第五十条の十七第三項を次のように改める。

3 第三十八条の二第一項及び第四項の規定は、前条第七項の規定により公表された国際旅客船拠点形成計画に定められた国際旅客船取扱埠頭機能高度化事業の実施主体が同条第三項第三号に掲げる事項が定められた当該国際旅客船拠点形成計画に従つて同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第九章に次の一節を加える。

第五節 協働防護計画

(協働防護計画の作成)

第五十一条の六 港湾管理者は、協働防護区域ごとに、第三条の三第十一項又は第十二項の規定によりその概要が公示された港湾計画に記載されている同条第三項に規定する事項を特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して実施することにより特定港湾施設（同項第二号に掲げるものに限る。）並びに工場及び事業場（次項において「特定港湾施設等」という。）を防護するための計画（以下「協働防護計画」という。）を作成することができる。

2 前項の「協働防護区域」とは、臨港地区内の区域であつて、港湾施設並びに工場及び事業場の規模及び配置からみて、特定港湾施設の所有者又は管理者が連携し、又は協働して行う特定港湾施設の整備又は管理によつて、特定港湾施設等が浸水することにより当該特定港湾施設等にあるコンテナ、木材その他の物資が散乱することを防止すべき一団の土地の区域をいう。

3 協働防護計画には、協働防護区域（前項に規定する協働防護区域をい

う。以下同じ。の位置及び区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該協働防護区域における特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に関する基本的な方針

二 協働防護計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う特定港湾施設の高さ及び機能の最適化に資する事業（以下「最適化事業」という。）並びにその実施主体に関する事項

四 協働防護計画の達成状況の評価に関する事項

五 計画期間

六 前各号に掲げるもののほか、協働防護計画の実施に關し当該港湾管理者が必要と認める事項

4 前項第三号に掲げる事項には、最適化事業の実施に係る第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項を定めることができる。

5 港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとするときは、公聴会を開き、当該協働防護計画に係る協働防護区域に利害関係を有する者に、当該協働防護区域の位置及び区域に関する意見を述べる機会を与えなければならぬ。この場合においては、当該協働防護区域の位置及び区域並びに公聴会の期日及び場所をあらかじめ公告しなければならない。

6 港湾管理者は、協働防護計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該協働防護計画に定める事項について当該協議会において協議を行わなければならない。

7 港湾管理者は、協働防護計画に第三項第三号に掲げる事項を定めるときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者（当該港湾管理者を除く。）の同意を得なければならない。

8 港湾管理者は、協働防護計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣及び第三項第三号の実施主体に送付しなければならない。この場合においては、当該協働防護計画に係る協働防護区域の位置及び区域について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいひ、放送又は有線放送に該当するものを除く。第五十一条の十二第二項及び第五十五条の四の三第三項におい

て同じ。）により公衆の縦覧に供するとともに、当該協働防護区域の区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。

9 国土交通大臣は、前項前段の規定により協働防護計画の送付を受けたときは、当該港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

10 第五項の規定は協働防護計画（協働防護区域の位置及び区域に係る部分に限る。）を変更する場合について、第六項から前項までの規定は協働防護計画を変更する場合について、それぞれ準用する。

（協働防護協議会）

第五十一条の七 港湾管理者は、協働防護計画の作成及び実施に關し必要な協議を行うため、協働防護協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 協働防護計画を作成しようとする港湾管理者

二 協働防護計画に定めようとする最適化事業を実施すると見込まれる者（前号に掲げる者を除く。）

三 関係する地方公共団体

四 当該港湾の利用者、学識経験者その他の当該港湾管理者が必要と認める者

3 最適化事業を実施し、又は実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあつては、当該最適化事業に係る港湾管理者に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

4 前項の規定による要請を受けた港湾管理者は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならない。

5 港湾管理者は、第一項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

6 第三項に規定する者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者に対して、自己を協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

7 前項の規定による申出を受けた港湾管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

8 第一項の規定により協議会を組織する港湾管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、第二項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるもの（前項の規定により協議会の構成員となつた者を含む。）に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

9 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

10 国土交通大臣は、協働防護計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

11 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

12 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（公表された協働防護計画に係る港湾隣接地域内の工事の許可の特例）

第五十一条の八 第五十一条の六第四項に規定する事項が定められた協働防護計画が同条第八項前段（同条第十項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る最適化事業の実施主体に対する第三十七条第一項の許可があつたものとみなす。

（協働防護協定の締結等）

第五十一条の九 第五十一条の六第八項前段の規定により公表された協働防護計画（以下この項及び次項において「公表協働防護計画」という。）に定められた最適化事業の実施主体（当該実施主体と当該最適化事業に係る特定港湾施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。第五十一条の十三において同じ。）を有する者（以下この項において「所有者等」という。）とが異なる場合にあつては、当該所有者等を含む。は、その全員の合意により、かつ、公表協働防護計画に係る港湾管理者（以下この節において「特定港湾管理者」という。）の認可を受けて、当該最適化事業に係る特定港湾施設の整備又は管理に関する協定（以下「協働防護協定」という。）を締結することができる。

2 前項の規定により協働防護協定を締結することができる者以外の者で

あつて、公表協働防護計画に係る協働防護区域において特定港湾施設を所有し、又は管理する者は、当該実施主体に申し出て、同項の規定により締結される協働防護協定に参加することができる。この場合において、同項の規定中「含む。」とあるのは、「含む。」及び次項前段の規定によりこの項に規定する協定に参加することを希望する者」とする。

3 協働防護協定は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協働防護協定の目的となる特定港湾施設（次号、第五十一条の十一及び第五十一条の十三において「協定特定港湾施設」という。）

二 次に掲げる事項のうち必要なもの
イ 協定特定港湾施設の港湾区域の水面からの高さ（協働防護協定の目的となる防潮堤、護岸、堤防及び胸壁にあつては、これらの天端の水面からの高さ）又は構造に関する基準

ロ 協定特定港湾施設の定期的な点検、災害時における防潮堤の陸側の操作又は荷さばき地にあるコンテナの固縛若しくは荷さばき地への移動式貨物流出防止柵の据付けその他の協定特定港湾施設の管理に関する基準

ハ 協定特定港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法

ニ その他協定特定港湾施設の整備又は管理に関する事項

三 協働防護協定の有効期間

四 協働防護協定に違反した場合の措置

（認可の申請に係る協働防護協定の統覧等）

第五十一条の十 特定港湾管理者は、前条第一項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該協働防護協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該協働防護協定について、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。

（協働防護協定の認可）

第五十一条の十一 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 協定特定港湾施設の利用を不当に制限するものでないこと。

第三 第五十一条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 特定港湾管理者は、第五十一条の九第一項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、当該協働防護協定について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、協定特定港湾施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定特定港湾施設である旨又は協定特定港湾施設が当該区域内に存する旨を掲示しなければならない。

（協働防護協定の変更）

第五十一条の十二 協働防護協定を締結した者（次条に規定する公示後所有者等を含む。第五十一条の十四第一項において同じ。）は、当該協働防護協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（協働防護協定の効力）

第五十一条の十三 第五十一条の十一第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公示のあつた協働防護協定は、公示後所有者等（その公示のあつた後において協定特定港湾施設の所有者若しくは管理者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者となつた者をいう。）に対しても、その効力があるものとする。

（協働防護協定の廃止）

第五十一条の十四 協働防護協定を締結した者は、第五十一条の九第一項又は第五十一条の十二第一項の認可を受けた協働防護協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 特定港湾管理者は、前項の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第五十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項と

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾工事をする場合において必要があると認めるときは、当該港湾工事に係る港湾の港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（高度港湾工事の代行）

第五十二条の二 国土交通大臣は、前条第一項に定めるところによるほか、港湾管理者から要請があり、かつ、当該港湾管理者における港湾施設の改良に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該港湾管理者が管理する保留施設その他の政令で定める港湾施設（第一号において「特定保留施設等」という。）の改良に関する工事（次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限る。以下この条において「高度港湾工事」という。）を当該港湾管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

一 特定保留施設等の従前の機能を確保するために必要であること。

二 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

2 前項の規定により国土交通大臣が行う高度港湾工事に要する費用は、国が負担金等相当額（港湾管理者が自ら当該高度港湾工事を行うこととした場合に国が当該港湾管理者に交付する負担金又は補助金の額に相当する額をいう。以下この項において同じ。）を、当該港湾管理者が当該高度港湾工事に要する費用の額から負担金等相当額を控除した額をそれぞれ負担する。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により高度港湾工事を行う場合において必要があると認めるときは、当該港湾管理者と協議の上、政令で定めるところにより、当該高度港湾工事の実施に必要な限度で、当該港湾管理者に代わつてその権限を行うものとする。

4 国土交通大臣は、第一項の規定により高度港湾工事を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の規定による高度港湾工事の全部又は一部を

完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第五十三条中「前条」を「第五十二条」に改める。

第十章第二節の節名中「貸付け」を「貸付け等」に改める。

第五十五条の二第二項中「行政財産である」を「行政財産（二）に改め、「港湾施設」の下に「であるものに限る。」を、「この条」の下に「及び次条」を加え、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国土交通大臣又は海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の長は、第一項又は前項の規定によりこれらの規定に規定する行政財産の貸付けをするときは、その貸付けの相手方である許可事業者との間で、次条第一項に規定する協議会において協議が調つた場合においては、その貸付けに係る当該行政財産について同項の規定による要請をした許可事業者が一時的に利用させる旨をその貸付けに係る貸付契約の契約条項として定めておかなければならない。

第五十五条の二の三とする。

第十章第二節に次の一条を加える。

（利用調整協議会）

第五十五条の二の二 前条第一項又は第四項の規定により貸付けを受けている許可事業者であつて当該貸付けの対象となつてこれらの規定に規定する行政財産とは別のこれらの規定に規定する行政財産について一時的な利用を希望するものは、これらの行政財産の双方が同一の港湾管理者の管理する港湾に所在する場合を除き、国土交通大臣に対し、当該一時的な利用に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「利用調整協議会」という。）を組織するよう要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る一時的な利用が海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の円滑な実施に資すると認めるときは、利用調整協議会を組織するものとする。

3 利用調整協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の港湾管理者の長

三 第一項の規定による要請をした許可事業者

四 第一項の規定による要請に係る一時的な利用の対象となる行政財産について前条第一項又は第四項の規定により貸付けを受けている許可事業者

五 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の理事長

六 関係行政機関の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

4 国土交通大臣は、利用調整協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

5 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

6 利用調整協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

7 利用調整協議会において協議が調つた事項については、利用調整協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、利用調整協議会の運営に関し必要な事項は、利用調整協議会が定める。

第五十五条の三第三項中「居る」を「ある」に、「附近」を「付近」に、「防ぎよ」を「防御」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 港湾管理者は、その管理する荷さばき地その他の国土交通省令で定める港湾施設について非常災害による被害が発生した場合において、当該港湾施設を災害応急対策必要物資（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第八十六条の十八第一項に規定する災害応急対策必要物資をいう。）の荷さばきその他の流通に係る業務に使用するためその応急の復旧を緊急に行う必要があり、他に手段がないと認めるときは、当該業務の現場において、他人の土地若しくは建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

第五十五条の三の二第二項中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を

削り、「災害応急対策をいう」の下に「。第五十五条の四の二第一項において同じ」を加える。

第五十五条の三の第三項中「この項」の下に「及び次項」を加え、「又は」を「、若しくは」に改め、「ある港湾」の下に「又は当該非常災害等に係る緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる港湾」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、非常災害等が発生した場合において、当該非常災害等に係る緊急輸送の確保の状況に鑑み、必要があると認めるときは、当該緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる港湾の港湾管理者に対し、当該港湾管理者が前項前段の要請を行うか否かの判断に資する情報を提供するものとする。

第五十五条の四第一項中「第五十五条の二の二第一項」を「第五十五条の二の三第一項」に、「第五十五条の三の三第五項」を「若しくは第二項（これらの規定を第五十五条の三の第六項）に、その」を「それらの行為がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得られる利益が得られなかつたことによる」に改め、同条第二項中「第四十一条第三項及び第四項」を「第四十一条第四項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

第十章第三節に次の三条を加える。

第五十五条の四の二 港湾管理者は、その管理する港湾施設について、災害時における緊急輸送の確保その他の災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ、荷さばき地、上屋その他災害応急対策に必要なものとして国土交通省令で定める港湾施設（港湾施設用地を除く。以下この項において「災害応急対策港湾施設」という。）を所有する者又は当該災害応急対策港湾施設の敷地である土地の所有者若しくは当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかものを除く。）を有する者であつて港湾管理者以外の者（次項及び第五十五条の四の四において「民間災害応急対策港湾施設所有者等」という。）と

の間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この節において「災害応急対策港湾施設使用協定」という。）を締結して、災害時において当該災害応急対策港湾施設を使用することができる。

一 災害応急対策港湾施設使用協定の目的となる災害応急対策港湾施設（以下この節において「協定災害応急対策港湾施設」という。）

二 協定災害応急対策港湾施設の使用時ににおける使用の方法

三 災害応急対策港湾施設使用協定の有効期間

四 災害応急対策港湾施設使用協定に違反した場合の措置

五 その他協定災害応急対策港湾施設の使用時ににおける使用に關し必要な事項

2 災害応急対策港湾施設使用協定については、民間災害応急対策港湾施設所有者等の全員の合意がなければならない。

（災害応急対策港湾施設使用協定の統覧等）

第五十五条の四の三 港湾管理者は、災害応急対策港湾施設使用協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該災害応急対策港湾施設使用協定を当該公告の日から二週間

満了の日までに、当該災害応急対策港湾施設使用協定について、港湾管理者に意見書を提出することができる。

3 港湾管理者は、災害応急対策港湾施設使用協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、当該災害応急対策港湾施設使用協定について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の縦覧に供するとともに、協定災害応急対策港湾施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定災害応急対策港湾施設である旨又は協定災害応急対策港湾施設が当該区域内に存する旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、災害応急対策港湾施設使用協定において定めた事項の変更について準用する。

（災害応急対策港湾施設使用協定の効力）

第五十五条の四の四 前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた災害応急対策港湾施設使用協定は、そ

の公示のあつた後において協定災害応急対策港湾施設の民間災害応急対策港湾施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。第五十五条の七第二項及び第五十五条の八第二項中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に改める。

第五十六条の二の二十一第一項中「外郭施設」の下に、「荷さばき施設」を加え、「損壊した」を「損壊し、又は倒壊した」に改め、「の交通」の下に「又は臨港交通施設の機能」を加える。

第五十七条第一項中「第三条の三第六項」を「第三条の三第八項」に改める。

第六十二条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第六十三条第一項及び第二項中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改め、同条第三項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改め、同条第四項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改め、同条第五項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改め、同条第六項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改め、同条第八項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第一条中港湾法第五十二条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第五十三条及び第五十五条の三の改正規定、同法第五十五条の三の二の改正規定（昭和三十六年法律第二百二十三号）を削る部分に限る。）、同法第五十五条の三の三の改正規定、同法第五十五条の四第一項の改正規定（第五十五条の二の二第一項）を「第五十五条の二の三第一項」に改める部分を除く。）並びに同条第二項の改正規定、第二条中北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条に一項を加

える改正規定並びに第三条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中港湾法第五十六条の二の二十一第一項の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（港湾法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律による改正後の港湾法（次項において「新港湾法」という。）第三十七条の三第三項の規定は、この法律の施行前にこの法律による改正前の港湾法第三十七条の三第七項の規定により公示された公募占用指針については、適用しない。

2 この法律の施行の際現に港湾法第三十七条の六第一項の認定を受けている者であつて、その設置しようとする又は設置した同法第三十七条の三第一項に規定する公募対象施設等が新港湾法第三十七条の三第三項に規定する再生可能エネルギー源利用施設等であるものは、この法律の施行後遅滞なく、新港湾法第三十七条の四第三項に規定する事項（次項及び第四項において「特定事項」という。）を記載した書面を当該認定に係る港湾管理者に提出し、その認定を受けなければならない。

3 港湾管理者は、前項の認定をする場合において、同項の規定により提出された書面に他の港湾管理者が管理する港湾に係る特定事項が記載されているときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該他の港湾管理者の意見を聴かなければならない。

4 港湾管理者は、第二項の認定をした場合において、当該認定に係る書面に他の港湾管理者が管理する港湾に係る特定事項が記載されているときは、当該認定をした日及び当該認定を受けた者に係る国土交通省令で定める事項並びに当該特定事項のうち国土交通省令で定めるものを公示しなければならない。

5 第二項の認定を受けた書面は、当該認定を受けた者に係る港湾法第三十七条の八第一項に規定する認定公募占用計画の一部とみなす。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律

による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特定外貿埠頭の管理運営に関する法律及び景観法の一部改正)

第五条 次に掲げる法律の規定中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に改める。

- 一 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号) 第六条第一項

○政令第九十号 (五月一日)

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十九条ノ八及び第三十二条ノ二の規定に基づき、この政令を制定する。

船舶安全法第三十二条ノ二の船舶の範囲を定める政令(平成三年政令第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第一号から第四号までの規定中「旅客船」を「旅客定員を有するもの」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当する船舶であつて、改正後の第一号から第四号までに掲げる船舶に該当しないものについては、この政令の施行の日以後最初に行われる船舶安全法第五条第一項第一号の定期検査又は同項第二号の中間検査を受けるまでの間は、同法第四条第一項の規定は、適用しない。

○法律第三十二号（五月十四日）

船員法等の一部を改正する法律

（船員法の一部改正）

第一条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 食料並びに安全及び衛生（第八十条―第八十三条）」を「第八章 食料並びに安全及び衛生（第八十条―第八十三条）」を

第八章の二 登録生存講習機関等

第一節 登録生存講習機関（第八十三条の二―第八十三条の十六）

第二節 登録消防講習機関（第八十三条の十七―第八十三条の十九）

第八章の三 快適な海上労働環境の形成のための措置（第八十三条の二十―第八十三条の二十一）

に、「第百三十六条」を「第百三十七条」に改める。

第五十五条中「第六号に」を「第七号に」に、「第百三十一条第六号」を「第百三十一条第七号」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（コンテナが海中に転落した場合における通報）

第十三条の二 国土交通省令で定める船舶の船長は、その輸送中のコンテナが海中に転落したときは、直ちに、当該コンテナが海中に転落したと見込まれる地点その他の国土交通省令で定める事項を、国土交通省令で定めるところにより、自己の指揮する船舶の付近にある船舶であつて国土交通省令で定める範囲内にあるもの、当該地点の最寄りの海上保安機関及び自己の指揮する船舶の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。）の権限のある機関に通報しなければならない。

船舶所有者その他船舶の運航に関し権限を有する者として国土交通省令で定めるものは、異常気象その他の事由により前項に規定する船長が同項の規定による通報をすることが困難であると認めるときは、当該船長に代わつてこれをするよう努めなければならない。

第三十二条の二第一号中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同条第二号中「日本政府」の下に「、同法第六条第四項に規定する特定地方公共団体」を加える。

第五十条第一項中「は、」の下に「国土交通大臣が交付する」を加え、同条第三項を次のように改める。

船員手帳には、国土交通大臣、船舶所有者その他の者が当該船員手帳を受有する船員の身分関係事項その他の事実を記載するものとする。

第五十条第四項中「船員手帳の」を「前各項に定めるもののほか、船員手帳の様式並びにその」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

前項に定めるもののほか、船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員について雇入契約の成立等があつたことを知つたときは、遅滞なく、当該船員の船内における職務、雇入期間その他の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならない。ただし、船舶所有者が国土交通省令で定めるところにより船員に対し当該勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでない。

前各項に定めるもののほか、船員手帳の二重受有の禁止及び記載事項の訂正に係る申請義務並びに船員手帳の返還の手続に関し船員及び船長その他他人の船員手帳を保管する者の遵守すべき事項は、政令で定める。

第五十一条中「は、」の下に「船舶所有者又は」を加える。

第七十三条中「国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政策審議会の決議により」を削り、「必要な国土交通省令を発することができ」を「船舶所有者の遵守すべき事項は、政令で定める」に改め、同条に次の一項を加える。

国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、交通政策審議会の議を経なければならない。

第八十一条の次に次の四条を加える。

（特定雇入契約以外の雇入契約を締結した際の基本訓練）

第八十一条の二 船舶所有者は、船員と雇入契約（次条第一項に規定する特定雇入契約を除く。第八十一条の四において同じ。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練（船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための次に掲げる事項に関する教育訓練をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を実施しなければならない。ただし、当該船員が次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合に於ては基本訓練を実施す

ることを要せず、当該船員が次条第二項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合に於ては第三号及び第四号に掲げる事項に係る基本訓練を実施することを要しない。

一 船舶から水面への安全な飛び降り方、救命設備の使用方法的その他の海上での救命に関する事項（次条第三項第一号において「生存技術」という。）

二 火災の化学的性質、消火設備の使用方法的その他の船上での消火に関する事項（次条第三項第二号において「消火技術」という。）

三 負傷者に対する船内での応急の手当に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、船舶に急迫した危険がある場合その他非常の場合における海上労働の安全及び衛生を確保するための国土交通省令で定める事項

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練を修了した者に対し、基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

（特定雇入契約を締結した際の基本訓練及び実技講習）

第八十一条の三 船舶所有者は、船員と特定雇入契約（遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶その他の国土交通省令で定める船舶において船長その他の国土交通省令で定める職務を行う旨を定めた雇入契約をいう。以下この条から第八十一条の五までにおいて同じ。）を締結したときは、遅滞なく、当該船員について、国土交通省令で定めるところにより、基本訓練（前条第一項第三号及び第四号に掲げる事項に係るものに限る。）を実施しなければならない。ただし、当該船員が同条第二項又は次項に規定する証明書であつて当該船舶所有者が交付したものを受有している場合は、この限りでない。

船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、前項に規定する基本訓練を修了した者に対し、当該基本訓練を修了した旨の証明書を交付しなければならない。

船舶所有者は、船員と特定雇入契約を締結したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる教育訓練の区分に応じ、当該各号に定める実技講習を受けさせなければならない。

一 生存技術に関する教育訓練 生存技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（以下「生存講習」という。）であつて、第八十三条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録生存講習機関」という。）（第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が生存講習を自ら行う場合に於ては、国土交通大臣）が行うもの

二 消火技術に関する教育訓練 消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習（第五項第二号を除き、以下「消火講習」という。）であつて、第八十三条の十七の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第八十三条の十九及び第三百三十一条の三において「登録消火講習機関」という。）（第八十三条の十九において準用する第八十三条の十四第一項の規定により国土交通大臣が消火講習を自ら行う場合に於ては、国土交通大臣）が行うもの

前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、特定雇入契約を締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 特定雇入契約の締結の日前五年以上に前項第一号に定める実技講習の課程を修了したこと。

二 特定雇入契約の締結の日前五年以上に船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項に規定する登録海技免許講習（次項第二号において「登録海技免許講習」という。）のうち同法別表第一の備考第三号又は第四号に規定する救命講習又は機関救命講習の課程を修了したこと。

三 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「船員条約」という。）又は千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「漁船員条約」という。）の締約国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以上に前項第一号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、特定雇入契約を締結した船員が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 特定雇入契約の締結の日前五年以上に第三項第二号に定める実技講習

習の課程を修了したことを。

二 特定雇入契約の締結の日前五年以内に登録海技免許講習のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法別表第一の備考第五号に規定する消火講習の課程を修了したこと。

三 船員条約又は漁船員条約の締結国が発給した書面によつて特定雇入契約の締結の日前五年以内に第三項第二号に定める実技講習に相当する講習の課程を修了したことを確認することができること。

(特定雇入契約以外の雇入契約を特定雇入契約に変更した際の实技講習)

第八十一条の四 前条第三項から第五項までの規定は、船舶所有者が船員と締結した雇入契約を特定雇入契約に変更した場合について準用する。

(特定雇入契約が存する船員に対する再講習)

第八十一条の五 船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十一条の第三項第一号又は第四項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日（これらの日が複数ある場合にあつては、直近の日）後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第一号に定める実技講習又はこれに相当する講習であつて船員条約若しくは漁船員条約の締結国が認めたものを受けさせなければならない。

船舶所有者は、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について第八十一条の第三項第二号又は第五項第二号若しくは第三号に定める講習の課程の修了の日（これらの日が複数ある場合にあつては、直近の日）後五年を経過したときは、遅滞なく、当該船員に、国土交通省令で定めるところにより、同条第三項第二号に定める実技講習又はこれに相当する講習であつて船員条約若しくは漁船員条約の締結国が認めたものを受けさせなければならない。

第八章の次に次の二章を加える。

第八章の二 登録生存講習機関等

第一節 登録生存講習機関

(登録生存講習機関の登録)

第八十三条の二 生存講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)

第八十三条の三 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者

(次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 生存講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習水域（実習期間中においては、原則として占用することができるものに限る。）又は水泳プール及び飛び込み台を備えていること。

ロ 救命器具及び信号装置を備えていること。

二 生存講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 過去二年間に生存講習の実施に関する事務（以下「生存講習事務」という。）に關し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士（航海）の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前に第二号のいずれかに該当する者があるもの

3 前条の登録は、登録生存講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載して

するものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 生存講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 生存講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第八十三条の四 登録生存講習機関は、前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(登録の更新)

第八十三条の五 第八十三条の二の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第八十三条の二及び第八十三条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(生存講習事務の実施に係る義務)

第八十三条の六 登録生存講習機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の講習を行うことその他国土交通省令で定める基準に適合する方法により生存講習事務を行わなければならない。

2 登録生存講習機関は、その生存講習の課程を修了した者に對し、生存講習の課程を修了した旨の証明書(次条第二項において「**修了証明書**」という。)を交付しなければならない。

(登録生存講習事務規程)

第八十三条の七 登録生存講習機関は、生存講習事務の開始前に、生存講習事務の実施に関する規程(次項において「登録生存講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録生存講習事務規程には、生存講習の実施方法、生存講習に関する料金、修了証明書の交付の手続その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(帳簿の備付け等)

第八十三条の八 登録生存講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、生存講習事務に関し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八十三条の九 登録生存講習機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第百条の十九第二項において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 生存講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録生存講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録生存講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第八十三条の十 国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十三条の第三項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録生存講習機関に對し、当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第八十三条の十一 国土交通大臣は、登録生存講習機関が第八十三条の六

の規定に違反していると認めるときは、その登録生存講習機関に対し、同条第一項の規定により生存講習事務を行うべきこと又は生存講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(生存講習事務の休廃止)

第八十三条の十二 登録生存講習機関は、生存講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第八十三条の十三 国土交通大臣は、登録生存講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第八十三条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十三条の第三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第八十三条の四、第八十三条の七、第八十三条の八、第八十三条の九第一項又は前条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第八十三条の九第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第八十三条の十又は第八十三条の十一の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第八十三条の二の登録又はその更新を受けたとき。

(国土交通大臣による生存講習の実施等)

第八十三条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、生存講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録生存講習機関がないとき。

二 第八十三条の十二の規定による生存講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第八十三条の二の登録を取り消し、又は登録生存講習機関に対し生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録生存講習機関が天災その他の事由により生存講習事務に関する

業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣が前項の規定により生存講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における生存講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(公示)

第八十三条の十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第八十三条の二の登録をしたとき。

二 第八十三条の四又は第八十三条の十二の規定による届出があつたとき。

三 第八十三条の十三の規定により第八十三条の二の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により国土交通大臣が生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた生存講習事務に関する業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(報告徴収及び立入検査)

第八十三条の十六 国土交通大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録生存講習機関に対し、生存講習事務に関し報告させ、又はその職員に、登録生存講習機関の事務所に立ち入り、生存講習事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二節 登録消火講習機関

(登録消火講習機関の登録)

第八十三条の十七 消火講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)

第八十三条の十八 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした

者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 消防講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ 実習場（密閉された区画があるものに限る。）を備えていること。

ロ 水噴霧放射器、泡消火器、炭酸ガス消火器、粉末消火器その他の国土交通省令で定める器具を備えていること。

二 消防講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 過去二年間に消防講習の実施に関する事務（第三項第三号及び次条において「消防講習事務」という。）に關し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号ハに掲げる三級海技士（航海）の資格若しくは同項第二号ハに掲げる三級海技士（機関）の資格若しくはこれらより上級の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者又はこれらと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしなければならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 次条において準用する第八十三条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 前条の登録は、登録消防講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 消防講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 消防講習事務を行う事務所の所在地
四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項（準用）

第八十三条の十九 前節（第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。）の規定は、第八十三条の十七の登録、消防講習、登録消防講習機関及び消防講習事務について準用する。この場合において、第八十三条の四中「前条第三項第二号」とあるのは「第八十三条の十八第三項第二号」と、第八十三条の五第二項中「第八十三条の二及び第八十三条の三」とあるのは「第八十三条の十七及び第八十三条の十八」と、第八十三条の七中「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消防講習事務規程」と、第八十三条の十中「第八十三条の三第一項各号」とあるのは「第八十三条の十八第一項各号」と、第八十三条の十三第一号中「第八十三条の三第二項第一号」とあるのは「第八十三条の十八第二項第一号」と、第八十三条の十六第一項中「この節」とあるのは「この節（第八十三条の二及び第八十三条の三を除く。）並びに次条及び第八十三条の十八」と読み替へるものとする。

第八章の三 快適な海上労働環境の形成のための措置

（船舶所有者の講ずる措置）

第八十三条の二十 船舶所有者は、船内における安全及び衛生の水準並びに休息の質の向上を図るため、次に掲げる措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な海上労働環境（船内における職場環境並びに船員室の居住環境及びインターネットの利用環境をいう。以下この条において同じ。）を形成するように努めなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる措置については、当該船舶の航行区域、航路その他の航海の期間及び態様を勘案するものとする。

一 係船の自動化その他の船内作業の方法を改善するための措置
二 船員室の新設、増設又は拡大
三 船員室におけるインターネットの利用を確保するための措置
四 浴槽その他の船内作業に従事することによる船員の疲労を回復する

ための施設又は設備の設置又は整備
五 空気調和設備の作動状態の確認その他の海上労働環境を快適な状態に維持管理するための措置
六 前各号に掲げるもののほか、快適な海上労働環境を形成するため必要な措置

(快適な海上労働環境の形成のための指針の公表等)

第八十三条の二十一 国土交通大臣は、前条に規定する措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の指針に従い、船舶所有者又はその団体に對し、必要な指導及び助言を行うことができる。

第八十五条第三項中「その者の船員手帳に」を削る。

第百条の三第一項第六号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に、「より」を「より」に、「記載されて」を「記載され、又は同項ただし書の規定により船員に同項ただし書に規定する書面が交付されて」に改め、同項第三十四号を同項第三十六号とし、同項第三十三号中「第十八条の下に」(「第四項を除く。」)を加え、「第二十三条第五項」を「第二十二條の二第五項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十二号を第三十四号とし、第十八号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の二号を加える。

十八 第八十一条の二第一項又は第八十一条の三第一項の規定により、船員についてこれらの規定に規定する基本訓練が実施されていること。

十九 第八十一条の三第三項から第五項まで(これらの規定を第八十一条の四において準用する場合を含む。)及び第八十一条の五の規定により、船員に第八十一条の三第三項各号に定める実技講習(第八十一条の五の規定の適用を受ける船員にあつては、これらに相当する講習であつて船員条約又は漁船員条約の締約国が認めたものを含む。)を受けさせていること。

第百条の六第三項第一号中「第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号」を「第二十三号まで、第二十七号から第三十一号まで、第三十四号及び第三十五号」に改め、同項第三号中「第三十三号」を「第三十五号」に改める。

第百条の十九第一項中「財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、第百条の二十六第二項第四号及び第百三十六条において「及び」「という。」を削る。

第百十七條の二第一項中「いる者」の下に「又は航海当直部員適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする。」を「をし、又は航海当直部員適任証書を交付する。」に改め、同条第三項中「抹消され」の下に「又は航海当直部員適任証書の返納を命ぜられ」を、「の証印」の下に「又は同項の規定による航海当直部員適任証書の交付」を加え、同条第四項中「いる者」の下に「又は航海当直部員適任証書を受有する者」を加え、「抹消する」を「抹消し、又は航海当直部員適任証書の返納を命ずる」に改め、同条第五項中「及び」を「並びに」に、「規定による証印」を「証印及び航海当直部員適任証書」に改める。

第百十七條の三第一項中「いる者」の下に「又は危険物等取扱責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする」を「をし、又は危険物等取扱責任者適任証書を交付する」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び危険物等取扱責任者適任証書」に改める。

第百十七條の四第一項中「いる者」の下に「又は特定海域運航責任者適任証書を受有する者」を加え、同条第二項中「をする」を「をし、又は特定海域運航責任者適任証書を交付する」に改め、同条第三項中「及び前項に規定する証印」を「並びに前項の証印及び特定海域運航責任者適任証書」に改める。

第百二十條の三第一項中「以下この条において「外国船舶」という。」で「であつて」に改め「もの」の下に「以下この条において「外国船舶」という。」を加え、「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合しているかどうか及び当該外国船舶の乗組員が次に掲げる要件の全て」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同項各号を次のように改める。

一 当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶以外の船舶である場合 次のイからニまでに掲げる要件

イ 当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に關する条約に定める要件に適合していること。

ロ 当該外国船舶の乗組員が船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1) 当該外国船舶が船員条約の締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約によりその職務に応じ適當かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書(2)において「締約国証明書」という。)を受有していること。

(2) 当該外国船舶が船員条約の非締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約を適用するとしたるならば締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

ニ 当該外国船舶の乗組員が操舵設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に關し国土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

二 当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶である場合 次のイ及びロに掲げる要件

イ 当該外国船舶の乗組員が漁船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1) 当該外国船舶が漁船員条約の締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約により適當かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、漁船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が漁船員条約に定める要件に適合する

と認めたものを修了した旨の証明書(2)において「締約国証明書」という。)を受有していること。

(2) 当該外国船舶が漁船員条約の非締約国の船舶である場合 当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用するとしたるならば締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

第二百一十条第三第二項中「同項第二号に定める」を「同項第一号ハ(2)若しくは二若しくは第二号ロ(2)に規定する」に改め、同条第三項中「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に關する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が」を削り、「要件のいずれか」を「場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同条第六項中「二千六年の海上の労働に關する条約に定める要件及び」を削り、「同条第一項の」を「同項の」に改める。

第二百一十一条の二中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 生存講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

六 消火講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受けようとする者

第二百二十六条第七号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に改め、同条を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十三条の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

第二百二十八条第二号中「から第十四条まで」を「第十三条又は第十四条」に改める。

第二百三十条中「第三項まで」の下に「第八十一条の二第一項、第八十一条の三第一項若しくは第三項(第八十一条の四において準用する場合を含む。、第八十一条の五)を加え、「まで若しくは」を「まで又は」に改め、「違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に」を削る。第二百三十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第五十条第四項ただし書の規定による書面の交付に際して虚偽の記

載をした書面を交付したとき。

第三百三十一條の四を第三百三十一條の六とし、第三百三十一條の三を第三百三十一條の五とし、第三百三十一條の二の次に次の二条を加える。

第三百三十一條の三 第八十三條の十三（第八十三條の十九において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録生存講習機関又は登録消防講習機関（次条において「登録生存講習機関等」という。）の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十一條の四 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録生存講習機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三條の八（第八十三條の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第八十三條の十二（第八十三條の十九において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第三百三十三條第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第三百三十三條第一項第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第八十三條の十六第一項（第八十三條の十九において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者（第三百三十三條第二項第五号中「帳簿書類を提出せず」を「同項の規定による帳簿書類の提出をせず」に、「報告」を「若しくは同項の規定による報告」に、「立入り」を「又は同項の規定による立入り」に、「又は」を「若しくは同項の規定による」に改める。

第三百三十六條中「第百條の十九第一項」を「第八十三條の九第一項（第八十三條の十九において準用する場合を含む。）若しくは第百條の十九第一項」に、「同條第二項各号」を「第八十三條の九第二項（第八十三條の十九において準用する場合を含む。）若しくは第百條の十九第二項」に改

める。

本則に次の一条を加える。

第三百三十七條 第五十條第五項及び第七十三條第一項の規定に基づく政令には、必要な罰則を設けることができる。

前項の罰則に規定することができる罰は、第五十條第五項の規定に基づく政令にあつては三十万円以下の罰金、第七十三條第一項の規定に基づく政令にあつては六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金とする。

（船員職業安定法の一部改正）

第二條 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二條」を「第三十一條」に、「第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業等」を「第二章の二 地方公共団体の行う船員職業紹介（第三十二條―第三十二條の六）に、「船員の募集」を「船員の募集等」に改める。

第五條第二号中「の者」の下に「（第三十二條第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体及び船員募集情報提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）」を、「船員の募集」の下に「船員募集情報提供事業」を加え、同條第三号中「あつせんする」の下に「ため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するため」、無料の船員職業紹介事業を行う」を加える。

第六條中第十六項を第八項とし、第八項から第十五項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 この法律で「船員募集情報提供事業」とは、次に掲げる行為を業として行うことをいう。

一 船員の募集を行う者又は無料船員職業紹介事業者その他国土交通省令で定める者（以下この項において「無料船員職業紹介事業者等」という。）の依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者又は他の無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

二 前号に掲げるもののほか、船員の募集に関する情報を、船員になろうとする者による就職先の選択を容易にすることを目的として収集し、船員になろうとする者又は無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

第六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律で「特定地方公共団体」とは、第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う地方公共団体をいう。

第七条の見出し中「無料船員職業紹介事業者等」を「特定地方公共団体等」に改め、同条中「無料船員職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員募集情報提供事業者を行う者」に改める。

第十二条の見出し中「調査」を「調査等」に改め、同条中「国土交通大臣は」の下に「海上労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に資するため」を、「地方運輸局長」の下に「から」を加え、「調査報告」を「調査報告等」に、資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基づいて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大することとを「情報を収集するとともに、当該情報の整理、分析、公表等必要な措置を講ずるよう」に改める。

第十八条を次のように改める。

（求人等に関する情報の的確な表示）

第十八条 地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他国土交通省令で定める方法（次項において「広告等」という。）により求人に関する情報又は求職者に関する情報その他国土交通省令で定める情報（同項において「求人等に関する情報」という。）を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、国土交通省令で定めるところにより、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

第十九条第一項中「地方運輸局長は」を「地方運輸局長及び求人者は、それぞれ」に改め、「必要な範囲内」の下に「、国土交通省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして」を加え、同条第二項中「地方運

輸局長」の下に「及び求人者」を加える。

第二十二条を削る。

第二十一条第一項中「けい船」を「係船」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に、「けい船」を「係船」に、「虞」を「おそれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、第二章第二節中同条を第二十二条とし、第二十條を第二十一条とし、第十九條の次に次の一條を加える。

（求人者への通知）

第二十条 地方運輸局長は、船員職業紹介に係るあつせんをするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を求人者に通知しなければならない。

一 当該あつせんに係る求職者の氏名

二 当該あつせんに係る求職者の船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律百四十九号。以下この条において「船舶職員法」という。）第四条第一項に規定する海技免許（次号並びに第七十四条第三号及び第四号において「海技免許」という。）の取得の有無

三 当該あつせんに係る求職者が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別並びに船舶職員法第五条第二項に規定する履歴

限定、同条第四項に規定する船舶橋当直限定及び機関当直限定、同条第五項に規定する機関限定並びに同条第六項の限定（第七十四条第四号において「履歴限定等」という。）の内容

四 当該あつせんに係る求職者の船舶職員法第二十三条の二第一項に規定する操縦免許（次号並びに第七十四条第五号及び第六号において「操縦免許」という。）の取得の有無

五 当該あつせんに係る求職者が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が船舶職員法第二十三条の二第二項に規定する特定操縦免許（次号並びに第七十四条第六号及び第七号において「特定操縦免許」という。）であるか否かの別及び当該操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第二項に規定する技能限定（第七十四条第六号において「技能限定」という。）の内容

六 当該あつせんに係る求職者が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第三項に規定する履歴限定（第七十四条第七号において「履歴限定」という。）の内容

六 当該あつせんに係る求職者が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の船舶職員法第二十三条の三第三項に規定する履歴限定（第七十四条第七号において「履歴限定」という。）の内容

七 当該あつせんに係る求職者の次に掲げる証明書の受有の有無

イ 船舶職員法第二十三条において読み替えて準用する船舶職員法第十七条の四に規定する証明書

ロ 船員法第八十三条の六第二項（同法第八十三条の十九において準用する場合を含む。）に規定する修了証明書

ハ 船員法第一百七十条の二第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の航海当直部員適任証書

ニ 船員法第一百七十条の三第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の危険物等取扱責任者適任証書

ホ 船員法第一百七十条の四第二項の規定により証印をされた船員手帳又は同項の特定海域運航責任者適任証書

ヘ 船員法第一百八条第三項の救命艇手適任証書

八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十二条の次に次の一章を加える。

第二章の二 地方公共団体の行う船員職業紹介

（地方公共団体の行う船員職業紹介）

第三十二条 地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

2 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う旨を、国土交通大臣に通知しなければならない。

3 特定地方公共団体は、その船員職業紹介事業において取り扱う次に掲げる事項その他業務の範囲（以下「取扱職務等の範囲」という。）を定めることができる。

一 職員（船員法第三条第一項に規定する職員をいう。）又は部員の別

二 商船又は漁船の別

（事業の廃止）

第三十二条の二 特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。（名義貸しの禁止）

第三十二条の三 特定地方公共団体は、自己の名義をもつて、他人に無料の船員職業紹介事業を行わせてはならない。

（取扱職務等の範囲の明示等）

第三十二条の四 特定地方公共団体は、取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報（船員職業紹介に係るものに限り。）及び求職者の個人情報（取扱いに関する事項について、国土交通省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。）（準用規定）

第三十二条の五 第十五条から第二十二條まで（第二十一条第三項を除く。）の規定は、特定地方公共団体が無料の船員職業紹介事業を行う場合について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「地方公共団体」とあるのは「他の地方公共団体」と、第二十二條第二項中「地方運輸局長は」とあるのは「地方運輸局長は、その旨を特定地方公共団体に通報するものとし、当該通報を受けた特定地方公共団体は」と読み替えるものとする。

（申込みの受理に関する規定の適用）

第三十二条の六 特定地方公共団体が、第三十二条第三項の規定により取扱職務等の範囲を定めた場合においては、前条において準用する第十五条第一項の規定は、その範囲内に限り適用するものとする。

第三章の章名中「政府」の下に「及び特定地方公共団体」を加える。

第三十三条中「政府」の下に「及び地方公共団体」を加える。

第三十四条第二項中「その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職務の範囲その他業務の範囲（第三十六条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職務等の範囲等」という。）を「取扱職務等の範囲」に、「前項」を「同項」に改める。

第三十六条第二号及び第四十条第三項中「取扱職務等の範囲等」を「取扱職務等の範囲」に改める。

第四十二条第一項中「第十七条まで、第十九条、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条」を「第二十二條まで（第二十一条第三項を除く。）に、「第二十一条第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同条第二項中「取扱職務等の範囲等」を「取扱職務等の範囲」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 船員の募集等

第四十八条第一項中「第十九条及び第二十一条」を「第十八条、第十九条及び第二十二條」に、「」とあり、第十九条中「地方運輸局長」とあるのは「船員の募集を行う者」と、同項を「は」とあり、第十八条中「地方運輸局長は」とあり、第十九条第一項中「地方運輸局長及び求人者は、それぞれ」とあり、及び同条第二項中「地方運輸局長及び求人者は」とあるのは「船員の募集を行う者は」と、第十六条第一項に、「同条中」を「第十九条中」に、「第二十一条第一項」を「第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員の募集に関する情報又は船員になろうとする者」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員の募集等に関する情報」と、同条第二項中「保つための措置を講じなければ」とあるのは「保たなければ」と、第二十二條第一項に改め、同条第二項を削る。

第四十九条を次のように改める。

(船員募集情報提供事業)

第四十九条 第十八条の規定は、船員募集情報提供事業を行う者について準用する。この場合において、同条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員の募集」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員の募集等に関する情報」と読み替えるものとする。

第五十二條中「第十九条及び第二十一条の」を「第十八条、第十九条及び第二十二條の」に、「第十九条及び第二十一条第一項」を「第十八条、第十九条及び第二十二條第一項」に、「同項中」を「第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあり、及び第十九条中「求人者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者」と、第十八条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、第二十二條第一項中「」に改める。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第六十五条中「第二十一条の」を「第二十二條の」に、「第二十一条第一項」を「第二十二條第一項」に、「けい船」を「係船」に改める。

第七十四条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第二号の次に次の六号を加える。

三 当該船員派遣に係る派遣船員の海技免許の取得の有無

四 当該船員派遣に係る派遣船員が海技免許を受けている場合における当該海技免許の資格の別及び履歴限定等の内容

五 当該船員派遣に係る派遣船員の操縦免許の取得の有無

六 当該船員派遣に係る派遣船員が操縦免許を受けている場合における当該操縦免許の資格の別並びに当該操縦免許が特定操縦免許であるか否かの別及び当該操縦免許の技能限定の内容

七 当該船員派遣に係る派遣船員が特定操縦免許を受けている場合における当該特定操縦免許の履歴限定の内容

八 当該船員派遣に係る派遣船員の第二十号第七号イからへまでに掲げる証明書の受有の有無

第九十二條第一項中「及び第四項」を「第五項及び第六項」に、「第二百二十条まで」を「第二百二十条まで並びに」に、「第六条第十二項」を「第六条第十三項」に改める。

第九十三條第一項中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に、「第六条第十三項」を「第六条第十三項」に改める。

第九十四條第一項中「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に改める。

第九十六條第一項中「第四条、第十六条、第十九条及び第四十八條第二項に定める事項」を「次の各号に掲げる規定に」、「無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四条の規定並びに第十六条及び第十九条の規定（これらの規定を第四十二條第一項、第四十八条及び第五十二條において準用する場合を含む。）無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者

二 第四十二條第一項、第四十八條、第四十九条及び第五十二條において準用する第十八条の規定 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者（地方公共団体を除く。次条、第九十八條第一項並びに第二百二條第一項及び第二項において同じ。）

及び無料船員労務供給事業者

第九十七条及び第九十八条第一項中「行う者」の下に「、船員募集情報提供事業を行う者」を加える。

第一百条第一項中「無料船員職業紹介事業者」を「特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者」に改め、「行う者」の下に「、船員募集情報提供事業を行う者」を、「おいては、」の下に「当該特定地方公共団体若しくは」を、「応じた船員」の下に「、当該船員募集情報提供事業を行う者から船員の募集に関する情報の提供を受け当該情報の提供に係る船員の募集に応じた船員」を加える。

第一百二条の見出しを「報告徴収及び立入検査」に改め、同条第一項中「船員の募集若しくは」を「を行う者（特定地方公共団体を除く。次項において同じ。）、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者」に改め、「求人者」を削り、同条第二項中「、船員の募集若しくは」を「を行う者、求人者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者」に改め、「求人者」を削る。

第一百十一条第二項中「船員の募集」の下に「、第六条第九項各号に掲げる行為」を加える。

第一百十三条第八号中「若しくは放送その他第四十八条第二項」を「その他第十八条第一項（第四十二条第一項、第四十八条、第四十九条及び第五十二条において準用する場合を含む。）」に改め、「船員の募集」の下に「、第六条第九項各号に掲げる行為」を加える。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の一部改正）

第三条 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 船舶職員の乗組み（第十八条―第二十三条）」を「第

三節 船舶職員の乗組み（第十八条―第二十三条の三）
四節 登録漁ろう操船講習機関（第二十二條の四―第二十三条）」に改め

る。

第一条中「資格並びに」を「資格その他の要件並びに」に改める。

第五条第二項中「海技士（航海）に係る海技免許にあつては」の下に「漁

ろうに従事する国土交通省令で定める船舶（第十八条第四項、第二十一条第四項及び第二十二條の三第三項において「特定漁船」という。）であるか否かの別並びに」を加える。

第六条第一項第二号中「第二十三条第一項」を「第二十二條の二第二項若しくは第二十二條の三第一項」に改め、同項第三号中「第二十三条第七項」を「第二十二條の二第七項（第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）」に、「第二十三条第一項」を「第二十二條の二第二項若しくは第二十二條の三第一項」に改める。

第十七條の四中「第十七條の二第二項に規定する要件及び」を削る。
第十八条第一項中「その船舶」の下に「（小型船舶を除く。以下この章（第四項第一号及び第二十二條の五第一項第二号を除く。）において同じ。）」を、「以下」の下に「この節において」を加え、同条第二項中「国土交通省令で定める」を削り、同条に次の一項を加える。

4 船舶所有者は、特定漁船には、次に掲げる要件に該当しない者を船長又は航海士の職務を行う船舶職員として乗り組ませてはならない。

一 特定漁船又はこれに類するものとして国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有すること。

二 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力のうち、漁ろう設備の使用が船舶の航行の安全に影響を及ぼす場合があることを考慮して操船することその他の漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものを習得させるための講習（以下「漁ろう操船講習」という。）であつて第二十二條の四の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第二十三條及び第三十條において「登録漁ろう操船講習機関」という。）（第二十三條において準用する第七條の十四の規定により国土交通大臣が漁ろう操船講習を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣）が行うものの課程を修了した旨の証明書（その乗組みの日

前五年以内に交付されたものに限る。）を受有していること。

ロ その乗組みの日前五年以内に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校又は大学であつて水産に関する学科を置くものにおいてイの国土交通省令で定める知識及び能力

を習得することができるものとして国土交通大臣の指定する科目を修めて卒業した者であること。

第二十一条第二項中「第十八条第二項の国土交通省令で定める」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第十八条第四項各号に掲げる要件に該当しない者は、船長又は航海士の職務を行う船舶職員として、特定漁船に乗り組んではならない。

第二十三条の見出し中「締約国の資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第一項中「条約」を「この項及び第二十九条の第三項において「船員条約」に、「条約」を「船員条約」に」、「締約国資格証明書」を「次項及び第四項において「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第二項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に、「以下」を「次項及び第五項において」に改め、同条第四項中「締約国資格証明書」を「船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第七項の表第七条の項中「締約国資格受有者承認原簿」を「船員条約締約国資格受有者承認原簿」に改め、同条第十一条第一項の項及び第十一条第二項の項を削り、同条第二十五条（見出しを含む。）の項中「締約国資格証明書」を「第二十二條の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」に改め、同条第二十二條の二とし、第二章第三節中同条の次に次の一條を加える。

（漁船員条約締約国資格証明書を受有する者の特例）

第二十二條の三 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下この項、第二十二條の五第一項第一号口（3）及び第二十九條の三第一項において「漁船員条約」という。）の締約国が発給した漁船員条約に適合する船舶の運航又は機関の運転に関する資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣の承認を受けたものは、第四条第二項の規定にかかわらず、船舶職員になることができる。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の承認及びその承認を受けた者について準用する。この場合において、同条第二項中「船員条約締約国資格証明書を」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書を」と、「船員条約締約国資格証明書で」とあるのは「資格証明書で」と、同条第四項中「船員条約締約国資格証明書」とあるのは「次条第一項に規定する資格証明書」と、同条第七項の表中「船員条約締約国資格受有者承認原簿」とあるのは「漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」と、「第

第二十二條の二第一項に規定する船員条約締約国資格証明書」とあるのは「第二十二條の三第一項に規定する資格証明書」と読み替えるものとする。

3 第十八条第四項及び第二十一条第四項の規定は、第一項の承認を受けた者を特定漁船に乗り組ませる場合又は同項の承認を受けた者が特定漁船に乗り組む場合には、適用しない。

第二章に次の一節を加える。

第四節 登録漁ろう操船講習機関

（登録漁ろう操船講習機関の登録）

第二十二條の四 漁ろう操船講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の要件等）

第二十二條の五 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 漁ろう操船講習の用に供する施設又は設備が次に掲げる要件に適合すること。

イ 講義室を備えていること。

ロ 次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するために必要な設備を備えていること。

(1) 船舶の航行の安全に影響を及ぼす漁ろう設備に関すること。

(2) 漁ろうに従事しつつ行う船舶の操船に関すること。

(3) 漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する最新の法令及び漁船員条約に関すること。

二 漁ろう操船講習を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 過去二年間に漁ろう操船講習の実施に関する事務（第三項第三号及び第二十三條において「漁ろう操船講習事務」という。）に關し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、

その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 五級海技士（航海）の資格若しくはこれより上級の資格に係る海技免許を有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

ニ 第十八条第四項第一号に掲げる要件に該当する者又は国土交通省令で定める船舶において国土交通省令で定める乗船履歴を有する者であること。

ホ 漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を受有する者又はこれと同等以上の知識及び能力を有する者であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十三条において準用する第十七条の十一の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 前条の登録は、登録漁ろう操船講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 漁ろう操船講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 漁ろう操船講習事務を行う事務所の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項（登録の更新）

第二十二條の六 第二十二條の四の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二條の規定は、前項の登録の更新について準用する。
（準用）

第二十三條 第十七条の四から第十五までの規定は、登録漁ろう操船講習機関、漁ろう操船講習及び漁ろう操船講習事務について準用する。

この場合において、第十七条の四中「行わなければ」とあるのは「行うとともに、その漁ろう操船講習の課程を修了した者に對し、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書を交付しなければ」と、第十七条の六第二項中「料金」とあるのは「料金、漁ろう操船講習の課程を修了した旨の証明書の交付の手續」と読み替へるほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第二十三條の十一の表第五條第七項の項を削り、同表第六條第二項の項中「第二十三條第七項」を「第二十二條の二第七項（第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十六條第一項中「海技免状更新講習」の下に「、漁ろう操船講習」を加え、「国土交通大臣が行う」を「これらの講習を国土交通大臣が行う場合における」に、「第二十三條第一項」を「第二十二條の二第一項若しくは第二十二條の三第一項」に、「締約国資格受有者承認原簿」を「船員条約締約国資格受有者承認原簿若しくは漁船員条約締約国資格受有者承認原簿」に改める。

第二十六條の二中「第二十三條第七項」を「第二十二條の二第七項（第二十二條の三第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十九條の三第一項中「それぞれ」を削り、同項第一号中「条約」を「船員条約」に改め、「締約国の船舶」の下に「漁ろうに従事するものを除く。」を加え、同項第二号中「条約」を「船員条約」に改め、「非締約国の船舶」の下に「（漁ろうに従事するものを除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三 漁船員条約の締約国の漁ろうに従事する船舶 その船舶の乗組員のうち、漁船員条約によりその資格に応じ適當かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、締約国が発給した漁船員条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可書を受有していること。

四 漁船員条約の非締約国の漁ろうに従事する船舶 その船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用としたならば前号の資格証明書を受有することを要求されることとなる者が、その資格証明書の発給を受け

ることができると同等以上の知識及び能力を有していること。

第二十九条の第三第二項中「前項第二号」の下に「又は第四号」を加え、「同号」を「当該各号」に改め、同条第三項及び第四項中「の一」を「に掲げる船舶の区分に応じ、当該各号」に改める。

第三十条第一号中「第十七条の十九」の下に「第二十三号」を、「養成を行う者」の下に「登録漁ろう操船講習機関」を加える。

第三十条の三中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第二十三号第七項」を「第二十二号の二第七項（第二十二号の二第二項において準用する場合を含む）」に、「乗船させた者」を「乗船させたとき」に改め、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同条第四号を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二十九条の第三第四項の規定による処分に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十一条第二号中「第二十三号第七項」を「第二十二号の二第七項（第二十二号の二第二項において準用する場合を含む）」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 第二十九条の二第一項の規定による出頭の命令に応ぜず、同項の規定による帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、若しくは同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十一条の第三第一項各号中「第十七条の十九」の下に「第二十三号」を加える。

第三十一条の四中「第十七条の十九」の下に「第二十三号」を加え、「第十七条の八第二項各号」を「第十七条の八第二項」に改める。

第三十二条中「第二十三号第七項」を「第二十二号の二第七項（第二十二号の二第二項において準用する場合を含む）」に改める。

第三十三条中「第三十条の三（同条第四号を除く。）又は第三十一条第三号」を「第三十条の第三第二項又は第三十一条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条の規定 公布の日

二 第一条中船員法第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十六条の改正規定（同条第六号の改正規定を除く。）及び同法第二百二十八条の改正規定並びに附則第五条及び第十八条の規定 令和六年五月二十三日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

三 第一条中船員法目次の改正規定（「第百三十六号」を「第百三十七条」に改める部分を除く。）、同法第八十一条の次に四条を加える改正規定、同法第八章の次に二章を加える改正規定（第八章の二に係る部分に限る。）、同法第百条の三第一項の改正規定（同項第六号の改正規定を除く。）、同法第百条の六第三項第一号及び第三号、第百条の十九第一項、第百二十条の三第一項から第三項まで及び第六項並びに第百二十一条の二の改正規定、同法第百三十条の改正規定（「まで若しくは」を「まで又は」に改め、「違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に」を削る部分を除く。）、同法第百三十一条の四を第百三十一条の六とし、第百三十一条の三を第百三十一条の五とし、第百三十一条の二の次に二条を加える改正規定、同法第百三十三条第一項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）並びに同法第百三十六条の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第六条、第七号、第九号、第十二条第二項及び第三項、第十三号、第十六号、第二十一条並びに第二十六条の規定 千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日

四 次条から附則第四条まで並びに附則第十号、第十一号、第十二条第一項、第十九号及び第二十号の規定 前号に定める日前の政令で定める日（登録生存講習機関の登録に関する準備行為）

第二条 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。附則第七条第一項において同じ。）による改正後の船員法（以下「第三号新船員法」と

いう。〕第八十三條の二の登録を受けようとする者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第三号施行日前においても、第三号新船員法第八十三條の二、第八十三條の三及び第八十三條の十五（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の例により、その登録及び公示をすることができ、この場合において、当該登録及び公示は、第三号施行日以後は、それぞれ第三号新船員法第八十三條の二の登録及び第三号新船員法第八十三條の十五の規定による公示とみなす。

（登録生存講習機関の登録生存講習事務規程に関する準備行為）

第三條 前条第二項の規定により登録を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新船員法第八十三條の七の規定の例により、同条第一項に規定する登録生存講習事務規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、同項の規定による届出とみなす。

（登録消火講習機関への準用）

第四條 附則第二條の規定は、第三号新船員法第八十三條の十七の登録について準用する。この場合において、附則第二條第二項中「第八十三條の二、第八十三條の三及び」とあるのは「第八十三條の十七及び第八十三條の十八の規定並びに第三号新船員法第八十三條の十九において準用する第三号新船員法」と、「第八十三條の十五の」とあるのは「第八十三條の十九において準用する第三号新船員法第八十三條の十五の」と読み替へるものとする。

2 前条の規定は、前項において準用する附則第二條第二項の規定により登録を受けた者について準用する。この場合において、前条中「第八十三條の七」とあるのは「第八十三條の十九において準用する第三号新船員法第八十三條の七」と、「登録生存講習事務規程」とあるのは「登録消火講習事務規程」と読み替へるものとする。

（コンテナが海中に転落した場合における通報に関する経過措置）

第五條 第一條の規定（附則第一條第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の船員法第十三條の二の規定は、輸送中のコンテナが同号に掲げる規定の施行の日以後に海中に転落した場合について適用する。

（基本訓練及び実技講習に関する経過措置）

第六條 第三号新船員法第八十一條の二第二項の規定は第三号施行日以後に同項に規定する雇入契約を締結した場合について、第三号新船員法第八十一條の三第一項及び第三項の規定は第三号施行日以後に同条第一項に規定する特定雇入契約を締結した場合について、第三号新船員法第八十一條の四の規定は第三号施行日以後に当該雇入契約を当該特定雇入契約に変更した場合について、それぞれ適用する。

2 第三号施行日前に船舶所有者が船員法第一條第一項に規定する船員（以下「船員」という。）について第三号新船員法第八十一條の二第二項に規定する基本訓練と同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する教育訓練を実施した場合においては、当該船員を同条第二項に規定する証明書を受有しているものとみなして、同条第一項及び第三号新船員法第八十一條の三第一項の規定を適用する。

3 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に船員との間に第三号新船員法第八十一條の二第二項に規定する雇入契約が存する船舶所有者であつて、第三号施行日前に当該船員について前項に規定する教育訓練を実施していないものは、当該船員との間で第三号施行日に当該雇入契約を締結したものとみなして、同条の規定を適用する。

4 第三号施行日前五年以内に船舶所有者が船員に第三号新船員法第八十一條の三第三項各号に定める実技講習と同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する実技講習を受けさせた場合においては、当該船員を当該各号に定める実技講習の課程を修了したものとみなして、同項から同条第五項まで（これらの規定を第三号新船員法第八十一條の四において準用する場合を含む。）及び第三号新船員法第八十一條の五の規定を適用する。

5 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に船員との間に第三号新船員法第八十一條の三第一項に規定する特定雇入契約が存する船舶所有者であつて、第三号施行日前五年以内に当該船員に前項の国土交通省令で定める要件に該当する実技講習を受けさせていないものは、当該船員との間で第三号施行日に当該特定雇入契約を締結したものとみなして、同条の規定を適用する。

（海上労働証書及び臨時海上労働証書に関する経過措置）

第七条 第一条の規定による改正前の船員法（次項において「第三号旧船員法」という。）第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書で附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、第三号新船員法第百条の三第一項の規定により交付された海上労働証書とみなす。

2 第三号旧船員法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書で附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、第三号新船員法第百条の六第三項の規定により交付された臨時海上労働証書とみなす。

（船員手帳及び勤務成績証明書に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に船員法第三十七条に規定する雇入れ契約の成立等があった場合における当該雇入れ契約に係る船員の勤務に関する事項の船員手帳への記載については、なお従前の例による。

2 施行日前の船員法第二条第一項に規定する海員の勤務の成績に関する証明書の交付の請求については、なお従前の例による。

（施行日の前日までの間の読替）

第九条 第三号施行日から施行日までの間は、第三号新船員法目次中の「第八章の三 快適な海上労働環境の形成のための措置（第八十三条の二十・第八十三条の二十一）」

第九章 年少船員（第八十四条―第八十六条）」

とあるのは、「第九章 年少船員（第八十四条―第八十六条）」とする。

（登録漁ろう操船講習機関の登録に関する準備行為）

第十条 第三条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「新船舶職員法」という。）第二十二条の四の登録を受けようとする者は、第三号施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第三号施行日前においても、新船舶職員法第二十二条の四及び第二十二条の五の規定並びに新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の十五（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。この場合におい

て、当該登録及び公示は、第三号施行日以後は、それぞれ新船舶職員法第二十二条の四の登録及び新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の十五の規定による公示とみなす。

（登録漁ろう操船講習機関の登録漁ろう操船講習事務規程に関する準備行為）

第十一条 前条第二項の規定により登録を受けた者は、第三号施行日前においても、新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の六の規定の例により、新船舶職員法第二十一条の五第一項第二号に規定する漁ろう操船講習事務の実施に関する規程の届出を行うことができる。この場合において、当該届出は、第三号施行日以後は、新船舶職員法第二十三条において準用する新船舶職員法第十七条の六第一項の規定による届出とみなす。

（特定漁船に係る乗組み要件に関する経過措置）

第十二条 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第一号に掲げる海技士（航海）の資格に係る同法第四条第一項に規定する海技免許を有する者は、第三号施行日の前日までの間に限り、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に申請して、漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する知識及び能力（漁ろうに従事する船舶を操船する場合にのみ必要となるものとして国土交通省令で定めるものに限る。）を有する旨の認定を受けることができる。

2 新船舶職員法第十八条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、船舶所有者が前項の認定を受けた者を新船舶職員法第五条第二項に規定する特定漁船に乗り組ませる場合における当該船舶所有者については、第三号施行日から起算して二年を経過する日（次項において「二年経過日」という。）までの間は、適用しない。

3 新船舶職員法第二十一条第四項の規定（新船舶職員法第十八条第四項第二号に掲げる要件に係る部分に限る。）は、第一項の認定を受けた者については、二年経過日までの間は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定(附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の船員法及び第二条の規定による改正後の船員職業安定法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十六条 海難審判法の一部改正

海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十三条第一項」を「第二十二条の第二項又は第二十三条の第三項」に改める。

第四条第一項第一号中「第二十三条第一項」を「第二十二条の第二項及び第二十三条の第三項」に改める。

第四十九条中「第二十三条第七項」を「第二十二条の二第七項(同法第二十三条の三第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十六号中「船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法等の規定による登録(第三十二号に掲げるものを除く。)」に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(四)から(六)までを同号(四)から(七)までとし、同号(三)の次に次のように加える。

(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二号の四(登録漁ろう操船講習機関の登録)の登録漁ろう操船講習機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一件につき九万円
---	---------------

別表第一第百三十七号の二を次のように改める。

百三十七号の二 船員法(昭和二十二年法律第百号)の規定による登録

(一) 船員法第八十三条の二(登録生存講習機関の登録)の登録生存講習機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一件につき九万円
(二) 船員法第八十三条の十七(登録消火講習機関の登録)の登録消火講習機関の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一件につき九万円
(三) 船員法第百条の二第一項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)	登録件数 一件につき九万円

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十号

附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から第三号施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第百三十六号四並びに第百三十七号の二(一)及び(二)に掲げる登録に係る同法の規定の適用については、同表第百三十六号四中「船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十二号の四(登録漁ろう操船講習機関の登録)の登録漁ろう操船講習機関の登録(更新の登録を除く。)」とあるのは「船員法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十二号) 附則第十条第二項(登録漁ろう操船講習機関の登録に関する準備行為)の登録」と、同表第百三十七号の二(一)中「船員法第八十三条の二(登録生存講習機関の登録)の登録生存講習機関の登録(更新の登録を除く。)」とあるのは「船員法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十二号) 附則第二条第二項(登録生存講習機関の登録に関する準備行為)の登録」と、同号(二)中「船員法第八十三条の十七(登録消火講習機関の登録)の登録消火講習機関の登録(更新の登録を除く。)」とあるのは「船員法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十二号) 附則第四条第一項(登録消火講習機関への準用)において準用する同法附則第二条第二項の登録」とする。

(船員の雇用に関する特別措置法の一部改正)

第二十五条

船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第

九十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「の各号」を削り、同条第二号中「同条第八項」を「同条第十項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第九条第一項中「、第四十三条」を削り、「規定」の下に「並びに同法第百九条の規定(船員職業紹介事業に関し必要な事項に係る部分に限る。)」を加え、同条第二項中「第十七条まで、第十九条、第二十条第二項、第二十一条」を「第二十二条まで(第二十一条第一項及び第三項を除く。)」に改める。

第十条中「第五十三条」を「第五十四条」に改め、「規定」の下に「並びに同法第百九条の規定(船員労務供給事業に関し必要な事項に係る部分に限る。)」を加える。

第十一条第五項中「第七条」の下に「第十八条」を加え、「第二十一条」を「第二十二条」に、「第二十一条第一項」を「同法第十八条第一項中「求人に関する情報又は求職者」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者」と、同条中「求人等に関する情報」とあるのは「船員労務供給を受けようとする者等に関する情報」と、同法第二十二条第一項」に、「けい船」を「係船」に改める。

第十四条第一項中「及び第四項」を「第五項及び第六項」に改める。
(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○国土交通省第三百九十号（五月二二日）

登録船舶職員養成施設の教育の基準等を定める告示の一部を改正する告示

登録船舶職員養成施設の教育の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第五 練習船による実習の基準 (一) (略) (二) 六級海技士（航海） 第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関） 第一種養成施設の場合		別表第五 練習船による実習の基準 (一) (略) (二) 六級海技士（航海） 第一種養成施設及び内燃機関六級海技士（機関） 第一種養成施設の場合	
項目	六級海技士（航海） 第一種養成施設の場合	項目	六級海技士（航海） 第一種養成施設の場合
(略)	(略)	(略)	(略)
練習船の設備	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあっては、第三号及び第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。	練習船の設備	次に掲げるものが備えられていること。ただし、複数の練習船に乗り組んで実習を行う場合にあっては、第五号の設備については、いずれかの練習船に備えられていること。
一 実習用海図機 二 実習用海図 三 ジャイロコンパス（当該設備を用いた航海計	一 出力装置 二 補機 三 電気設備	一 実習用海図機 二 実習用海図 三 ジャイロコンパス	一 出力装置 二 補機 三 電気設備

器に関する実習を行う場合に限る。 四 レーダー 五 音響測深機	器に関する実習を行う場合に限る。 四 レーダー 五 音響測深機
(略) 1 (略) 航海に関する科目 一 航海計器 使用法及び誤差測定 二(七) (略) 2・3 (略)	(略) 1 (略) 航海に関する科目 一 航海計器 使用法及び誤差測定 二(七) (略) 2・3 (略)
(略) 1・2 (略) 自動制御装置 四 海洋環境汚染の防止装置(油水分離装置、汚水処理装置を含む。)	(略) 1・2 (略) 自動制御装置 四 海洋環境汚染の防止装置(油水分離装置、汚水処理装置を含む。)

備考

1 六級海技士(航海) 第一種養成施設にあつては、ジャイロコンパスの使用法及び誤差測定に関する実習であつて、練習船による実習と同等であると認められるものを行う場合は、実習科目の項六級海技士(航海) 第一種養成施設の場合の欄第一号の規定にかかわらず、航海計器(ジャイロコンパスに限る。)に関する実習を行うことを要しない。

2 内燃機関六級海技士(機関) 第一種養成施設にあつては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場(実習を行うに適したものであること。)における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。

備考

内燃機関六級海技士(機関) 第一種養成施設にあつては、実習の期間の項に規定する期間のうち二月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場(実習を行うに適したものであること。)における実習であつて、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十号（五月二十六日）

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令

（海難審判法施行規則の一部改正）

第一条 海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（欠格条項） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事補佐人となることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者 二、四（略）	（欠格条項） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、海事補佐人となることができない。 一 禁錮以上の刑に処せられた者 二、四（略）

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第十条 倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（倉庫管理主任者の要件） 第九条（略） 2 倉庫業者は、次の各号のい	（倉庫管理主任者の要件） 第九条（略） 2 倉庫業者は、次の各号のい

附 則

（施行期日）

1 この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式並びに第四条の規定による改正前の建築基準法施行規則別記第五十一号様式及び別記第六十号の二様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができるとする。

3 この省令の施行前にした行為により禁錮以上の刑に処せられた者が建築基準法施行規則第十条の十二（同令第十条の十五の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出る様式については、第四条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第五十六号様式及び別記第六十号の七様式にかかわらず、なお従前の例による。

（略）	（略）
------------	------------

○政令第百九十九号（五月三十日）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

（職業安定法施行令及び船員職業安定法施行令の一部改正）

第一条 次に掲げる政令の規定中「第二十一条第四項」を「第二十一条第六項」に改め、「第二十三条の二」の下に「、第二十三条の三第一項及び第七項」を加える。

二 船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第七号

附 則

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

○国土交通省令第六十一号（五月三十日）

船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第一条（略） 2・3（略） 4 この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツション艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶、潜水設備（内部に人員を搭載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶及び自動運航システム（船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第十一条の二第一項に規定する自動運航システムをいう。第五十条の二及び第五十一条において同じ。）を有する船舶（長さ三メートル未満の船舶であつて、推進機関の連続最大出力が一・五キロワット未満のものを除く。第五十条の二及び第五十一条において同じ。）その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。 5～16（略） （無線電信等の施設の適用除外） 第四条の二 法第四条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。 一・二（略）	（定義） 第一条（略） 2・3（略） 4 この省令において「特殊船」とは、原子力船（原子力船特殊規則（昭和四十二年運輸省令第八十四号）第二条に規定する原子力船をいう。以下同じ。）、潜水船、水中翼船、エアクツション艇、表面効果翼船（海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）第二十一条の二に規定する表面効果翼船をいう。以下同じ。）、海底資源掘削船、半潜水型又は甲板昇降型の船舶及び潜水設備（内部に人員をとう載するものに限る。以下同じ。）を有する船舶その他特殊な構造又は設備を有する船舶で告示で定めるものをいう。 5～16（略） （無線電信等の施設の適用除外） 第四条の二 法第四条第二項の国土交通省令で定める船舶は、次のとおりとする。 一・二（略）

三 平水区域（告示で定める湖川港内の水域を除く。）又は沿海区域のみを航行する船舶その他の船舶で告示で定めるもの

四（略）

（報告等）

第五十条の二（略）

2|| 船長又は船舶所有者は、自動運航システムを有する船舶において、当該自動運航システムに欠陥が発見された場合は、速やかに管海官庁に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、前項の規定に基づく報告を行った場合は、この限りでない。

3| 管海官庁は、前二項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。

（資料の供与等）

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一（十五）（略）	（略）
十六 自動運航システムを有する船舶	当該船舶の自動運航システムの運用を安全に行うために必要な方法及び条件が記載された資料

2・3（略）

4 第二項の承認（安全説明書に係るものを除く。）を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までの船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

5（略）

8 法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第四号から第七号まで及び第十四号から第十六号までの資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

9（略）

10 第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号及び第十三号

三 湖川港内の水域（告示で定めるものを除く。）のみを航行する船舶

四（略）

（報告等）

第五十条の二（略）（新設）

2| 管海官庁は、前項の報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができる。

（資料の供与等）

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一（十五）（略）	（略）
（新設）	（新設）

2・3（略）

4 第二項の承認（安全説明書に係るものを除く。）を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までの船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

5（略）

8 法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第四号から第七号まで、第十四号及び第十五号の資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

9（略）

10 第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号及び第十三号

から第十六号までの上欄に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表下欄に掲げる資料（同表第十一号にあつては、安全説明書を除く。）を船内に備えておかねばならない。

から第十五号までの上欄に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表下欄に掲げる資料（同表第十一号にあつては、安全説明書を除く。）を船内に備えておかねばならない。

（船舶自動化設備特殊規則の一部改正）

第二条 船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第一章・第二章（略） 第三章 設備（第五条―第十一条の二） 第四章（略） 附則 （自動運航システム） 第十一条の二 船舶の運航に係る認知、判断及び操作を一貫して自動的に行う設備、機器又は装置（以下この条において「自動運航システム」という。）は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第五十一条第一項の表第十六号の資料に記載された条件の下で、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。 一 地形及び船舶交通の状況その他の船舶の安全な航行に必要な状況を認識できるものであること。 二 付近にある船舶その他の物件との衝突及び座礁を防ぐことができるものであること。 三 計画された経路に従つて航行するために必要な制御及びその航行状況の監視を行うことができるものであること。 四 前三号の事項に関する業務を船員に円滑に引き継ぐことができるものであること。 五 当該自動運航システムに生じた重大な異常に関する情報その他これに類する情報を伝達するための警報を発することができるものであること。	目次 第一章・第二章（略） 第三章 設備（第五条―第十一条） 第四章（略） 附則 （新設）

六 当該自動運航システムの作動状況を記録できるものであること。
七 その他管海官庁が必要と認める措置が講じられているものであること。

2 自動運航システムは、管海官庁が適当と認める方法により、前項各号に掲げる要件に適合するものであることが証明されたものでなければならぬ。

(削る)

第十二条 船舶安全法第六条ノ四第一項の遠隔支援業務の用に供する設備、機器又は装置であつて、船舶に施設されるもの(以下この条において「遠隔支援業務用設備等」という。)は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 (略)

二 同項の認定を受けた事業場(以下この条において「事業場」という。)に対して前号の情報その他の当該業務を実施するために必要な情報を管海官庁が適当と認める方法で、迅速かつ適切に送信できるものであること。

三 事業場が提供する当該業務に係る船舶又は物件に生じた重大な異常に関する情報その他の情報を管海官庁が適当と認める方法で、迅速かつ適切に受信できるものであること。

四 (略)

2 (略)

(遠隔支援業務用設備等)

第十二条 船舶安全法第六条ノ四第一項の遠隔支援業務の用に供する設備、機器又は装置であつて、船舶に施設されるもの(以下「遠隔支援業務用設備等」という。)は、次に掲げる要件に適合するものでなければならぬ。

一 (略)

二 同項の認定を受けた事業場(以下「事業場」という。)に対して前号の情報その他の当該業務を実施するために必要な情報を管海官庁が適当と認める速さで送信できるものであること。

三 事業場が提供する当該業務に係る船舶又は物件に生じた重大な異常に関する情報その他の情報を管海官庁が適当と認める速さで受信できるものであること。

四 (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年六月一日から施行する。

(船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、第一条の規定による改正後の船舶安全法施行規則(第四条の二及び第五十条の二の規定を除く。)の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

(船舶自動化設備特殊規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶の自動運航システム及び遠隔支援業務用設備等については、第二条の規定による改正後の船舶自動化設備特殊規則の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

○国土交通省令第六十二号（六月二日）
船舶法施行細則の一部を改正する省令

船舶法施行細則（明治三十二年逋信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第三条ノ二 船舶法第三条但書ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケントスルトキハ管海官庁（不開港場ヘノ寄港ノ特許ニ在リテハ当該不開港場、日本各港ノ間ニ於ケル物品又ハ旅客ノ運送ノ特許ニ在リテハ当該物品ノ船積地又ハ当該旅客ノ乗船地ヲ管轄スル地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム）ヲ經由シ申請書ヲ提出スヘシ但国土交通大臣ニ於テ適當ト認ムルトキハ管海官庁ヲ經由スルコトヲ要セス	第三条ノ二 船舶法第三条但書ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケントスルトキハ管海官庁（不開港場寄港ノ特許ニ在リテハ当該不開港場、日本各港ノ間ニ於ケル物品又ハ旅客ノ運送ノ特許ニ在リテハ当該物品ノ船積地又ハ当該旅客ノ乗船地ヲ管轄スル地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム）ヲ經由シ申請書ヲ提出スヘシ

② 前項ノ規定ニ依ル申請書ノ提出ハ国土交通大臣ガ其ノ都度ノ申請ノ必要ナシト認ムル場合ニ於テハ一定ノ期間内ノ不開港場ヘノ寄港又ハ日本各港ノ間ニ於ケル物品若クハ旅

（新設）

客ノ運送ニ関シ一括シテ為スコトヲ得

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

改正後

改正前

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	畑区第二区境界線及び網干区第一区境界線により囲まれた海面
(略)	(略)	

別表第五(第二十条の三関係)

港の名称	航路	特定港内の区域
京 浜	(略)	(略)
	川崎航路、鶴見航路及び横浜航路	第一号から第六十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第六十五号に掲げる地点から第八十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第六十五号に掲げる地点と第八十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面、第八十三号に掲げる地点から第八十六号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十三号に掲げる地点と第八十六号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面並びに第八十七号に掲げる地点を順次に結んだ線及び第九十号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第九十号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面以外

(略)		
(略)	(略)	
(略)	(略)	界線、広畑区第二区境界線及び網干区第一区境界線により囲まれた海面
(略)	(略)	

別表第五(第二十条の三関係)

港の名称	航路	特定港内の区域
京 浜	(略)	(略)
	川崎航路、鶴見航路及び横浜航路	第一号から第六十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第六十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面のうち第六十五号に掲げる地点から第八十五号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第六十五号に掲げる地点と第八十五号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面、第八十六号に掲げる地点から第八十九号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十六号に掲げる地点と第八十九号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面並びに第九十号に掲げる地点を順次に結んだ線及び第九十三号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第九十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面以外

附 則

この省令は、令和七年六月二十日から施行する。

(略)	
(略)	
(略)	の海面（航路を除く。） 一〇七十（略） （削る） （削る） （削る） 七十一〇九十（略）

(略)	
(略)	
(略)	外の海面（航路を除く。） 一〇七十（略） 七十一〇 鶴見信号所から 五十一度三十分九百七十 メートルの地点 七十二〇 鶴見信号所から 四十七度千六十メートル の地点 七十三〇 鶴見信号所から五十 度千三百三十メートルの 地点 七十四〇九十三（略）

○法律第五十九号（六月十一日）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 基本方針（第六条）

第三章 領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第一節 総則（第七条―第九条）

第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定等（第十条―第十五条）

第三節 公募占用計画の認定等（第十六条―第二十六条）

第四節 監督等（第二十七条―第三十条）

第四章 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

第一節 排他的経済水域における禁止行為（第三十一条）

第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定（第三十二条）

第三節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分等（第三十三条―第三十五条）

第四節 協議会（第三十六条）

第五節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等（第三十七条―第三十九条）

第六節 許可事業者の義務等（第四十条―第四十三条）

第七節 雑則（第四十四条―第四十八条）

第五章 雑則（第四十九条―第五十二条）

第六章 罰則（第五十三条―第五十八条）

附則

第一条中「基本方針の策定」を削り、「講ずる」の下に「とともに、海洋法に関する国際連合条約に定める権利を的確に行使し、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図るため、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等について定める」を加える。

第二条第四項中「第八条第一項第四号において」を「以下」に改め、同条第五項中「のうち第八条第一項」を「において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域として第十条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 この法律において「排他的経済水域」とは、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域をいう。

7 この法律において「海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とは、排他的経済水域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する者を募集する区域として第三十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

第三条中「に係る海域の利用」及び「関係地方公共団体」を削る。

第四条第一項中「に係る海域の利用の促進」を削り、同条第二項中「に係る海域の利用」を削り、同条第三項中「に係る海域の利用の促進」を削る。

第五条を削る。

第六条中「及び関係地方公共団体」及び「に係る海域の利用の促進」を削り、同条を第五条とする。

第七条第一項並びに第二項第一号及び第二号中「に係る海域の利用の促進」を削り、同項第三号及び第四号中「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」の下に「及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」を加え、同項第六号中「に係る海域の利用の促進」を削り、第二章同条を第六条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 領海及び内水における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置

置

置

置

置

置

置

置

置

置

置

第三十六条中「第三十二条」を「第五十四条」に改め、同条を第五十八条とする。

第三十五条中「第二十五条第一項又は第二項」を「第二十九条第一項若しくは第二項若しくは第四十七条第一項」に、「者は」を「ときは」、その違反行為をした者は」に改め、同条を第五十七条とする。

第三十四条中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項、第四十二条第一項又は第四十三条第三項」に改め、「国土交通大臣の」を削り、「者は」を「ときは」、その違反行為をした者は」に改め、同条を第五十六条とする。

第三十三条中「者は」を「場合には」、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第十二条」を「第十五条又は第三十一条」に、「者」を「とき」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十二条第一項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者は」を「ときは」、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「占用公募」の下に「又は設置募集」を加え、「者も」を「ときは」、その違反行為をした者も」に改め、同条を第五十四条とする。

第三十一条中「第十七条第一項の認定」を「第二十條第一項の認定又は仮許可」に改め、「当該認定」の下に「若しくは当該仮許可」を加え、「以下」を「（次条において）」に改め、「いう」の下に「若しくは当該仮許可に係る募集（次条において「設置募集」という。）」を加え、「当該占用公募」を「当該公募又は当該募集」に改め、同条を第五十三条とする。

第五章を第六章とする。

第四章中第三十条を第五十二条とし、第二十九条を第五十一条とし、第二十八条を第五十条とする。

第二十七条中「海域の利用を促進する」を「我が国の領海及び内水の利用を促進し、並びに排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用に資する」に改め、同条を第四十九条とする。

第四章を第五章とする。

第二十六条第一項中「第十条第六項」を「第十三条第六項」に、「第二十四条第九項」を「第二十八条第九項」に改め、第三章第三節中同条を第三十条とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の

設置

第一節 排他的経済水域における禁止行為

第三十一条 何人も、第三十八条第四項に定めるところによるほか、排他的経済水域に海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備（その規模、設置の形態その他の事由を勘案してその設置により排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用が損なわれるおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）及びその附属設備（海洋法に関する国際連合条約第五十八条に規定する海底電線を除く。）を設置してはならない。ただし、国又は国からその設置に係る委託を受けた者が行う場合は、この限りでない。

第二節 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定

第三十二条 経済産業大臣は、基本方針に基づき、排他的経済水域のうち次に掲げる基準に適合する相当の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域として指定することができる。

一 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施について気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

二 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に明白な支障が及ぶとは認められないこと。

三 当該区域の海洋環境の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が海洋環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないと見込まれること。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、当該区域の状況を調査するものとする。

3 経済産業大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。

4 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境に関する情報を収集するための調査を行い、その結果を経済産業大臣に通知するとともに、公表するものとする。

5 経済産業大臣は、前項の規定による通知に係る区域について、第一項の規定による指定をしようとするときは、経済産業省令で定めるところによ

り、当該指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告し、当該指定の案を、当該指定をしようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならぬ。

6 前項の規定による公告があつたときは、利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、経済産業大臣に対し、意見書を提出することができる。

7 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

8 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をするに当たっては、当該指定をする海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に関し次に掲げる事項を併せて定めなければならない。

一 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等

二 募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準

三 供給価格上限額

四 その他募集の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を長期的、安定的かつ効率的に実施するために必要な事項

五 次条第一項の規定による申請を募集する期間

9 経済産業大臣は、前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

10 経済産業大臣は、第八項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、学識経験者の意見を聴かなければならない。

11 経済産業大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域並びに当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に関し定められた第八項各号（第三

号を除く。）に掲げる事項を公告しなければならない。

12 経済産業大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるとき又は同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の指定を解除し、又はその区域を縮小することができる。

13 経済産業大臣は、前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域の位置及び区域を公告しなければならない。

14 経済産業大臣は、第八項第五号に掲げる期間の満了後、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域内に第三十四条第三項に規定する仮許可区域又は第三十八条第三項に規定する許可区域でない区域（次条第一項の規定による申請が現にされている区域を除く。以下この項において「未利用区域」という。）がある場合は、当該未利用区域に関し定められた第八項各号に掲げる事項を変更することができる。

15 第九項から第十一項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第十一項中「第一項の規定による指定」とあるのは「第十四項の規定による変更」と、「当該指定をした海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域」とあるのは「同項の当該未利用区域」と読み替えるものとする。

第三節 排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分等

（排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る仮の地位を付与する処分）

第三十三条 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その設置に係る仮の地位を付与する処分を受けることができる。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた前条第八項第五号に掲げる期間（その期間につき同条第十四項の規定による変更がされたと

きは、その変更後の期間）内に、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する計画（以下「海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画」という。）の案及び区域図の案を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域のうち、当該申請に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域
- 二 海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域以外の海域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備に係る附属設備であつて電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続するためのものを設置する区域
- 三 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期
- 四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー発電設備の区分等
- 五 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造
- 六 工事の実施方法
- 七 工事の時期
- 八 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力
- 九 供給価格
- 十 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法（当該海洋再生可能エネルギー発電設備の付近を航行する船舶及び航空機に対し注意を喚起するための措置を含む）
- 十一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用する港湾に関する事項
- 十二 海洋再生可能エネルギー発電事業をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法
- 十三 関係漁業者その他の利害関係者との調整を行うための体制及び能力に関する事項
- 十四 気象、海象、海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む）

に関する情報であつて、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項

十五 資金計画及び収支計画

十六 その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項
（仮の地位を付与する処分の基準等）

第三十四条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認められる場合に限り、当該申請をした者（以下この項及び第三項において「申請者」という。）に仮の地位を付与する処分（以下「仮許可」という。）をすることができ。

- 一 当該申請に係る前条第三項第一号及び第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重複していない場合 次に掲げる基準
 - イ 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし適切なものであること。
 - ロ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合すること。
- ハ 申請者に当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- ニ 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - (2) 第四十五条第一項又は第二項の規定により仮許可又は許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者
 - (3) 海洋再生可能エネルギー発電事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかなる者
 - (4) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるもの
- 二 当該申請に係る前条第三項第一号又は第二号に掲げる区域が他の申請に係るこれらの区域と重複している場合 次に掲げる基準

イ 供給価格が供給価格上限額以下であることその他当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案が当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域について定められた第三十二条第八項第一号から第四号までに掲げる事項に照らし海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的・安定的かつ効率的な実施の観点から最も適切なものであること。

ロ 前号ロからニまでに掲げる基準

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図る観点から、五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとともに、必要な条件（有効期間を除く。以下この章において同じ。）を付することができる。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該仮許可を受けた者（以下「仮許可事業者」という。）の氏名又は名称、当該仮許可に係る前条第三項第一号に掲げる区域及び同項第二号に掲げる区域（我が国の領海及び内水の海域に係るものを除く。）（以下「仮許可区域」という。）の位置及び区域、当該仮許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

（環境影響評価法の特例）

第三十五条 仮許可事業者（当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあっては、当該許可を受けた者。この条及び次条第二項第三号において同じ。）が当該仮許可（当該仮許可事業者が当該仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備について第三十八条第一項の許可を受けた場合にあっては、当該許可）に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該仮許可事業者については、環境影響評価法第二章第一節の規定は、適用しない。

第四節 協議会

第三十六条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可をしたときは、当該仮許可区域を含む海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域ごとに、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 経済産業大臣及び国土交通大臣

二 農林水産大臣

三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域に係る仮許可事業者

四 関係漁業者の組織する団体その他の利害関係者、学識経験者その他の経済産業大臣及び国土交通大臣が必要と認める者

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第三号及び第四号に掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の港湾管理者その他の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。この場合において、当該結果と仮許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は区域図の案との間に相違があるときは、仮許可事業者は、当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の案又は当該区域図の案について当該結果と整合的なものとなるよう必要な措置を講じなければならない。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五節

排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可等

第三十七条 仮許可事業者は、当該仮許可区域において海洋再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その許可を受けることができる。

2 前項の規定による申請をしようとする仮許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び区域図を添えて、経済産業大臣及び国土交通大

臣に提出しなければならない。

3 第三十三条第三項の規定は、前項の海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画について準用する。

(許可の基準等)

第三十八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前条第一項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができる。

一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し港湾法第二条の四第一項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾又はこれと同等の機能を有する港湾として国土交通省令で定めるものを利用することが可能であること。

二 当該海洋再生可能エネルギー発電設備と電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続が適切に確保されること。

三 当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画及び当該区域図が協議会において協議が調つた事項と整合的であること。

四 当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する区域及びその周辺における航路の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼすおそれがないこと。

六 海洋再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の許可には、排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー源の適正な利用を図る観点から、その有効期間を定めるものとともに、必要な条件を付することができる。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、速やかに、前条第一項の規定による申請をした者にその旨を通知するとともに、当該許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)の氏名又は名称、当該許可に係る同条第三項において準用する第三十三条第三項第一号及び第二号に掲げる区域(次項及び第四十四条第五項において「許可区域」という。)(の位置及び区域、当該許可の有効期間その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

4 許可事業者は、当該許可区域(我が国の領海及び内水の海域に係るもの

を除く。)において当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を設置することができる。

(変更の許可等)

第三十九条 許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を変更しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、変更の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による申請をしようとする許可事業者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画又は区域図を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による変更の許可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る変更の許可をすることができる。

一 第三十四条第一項第一号に定める基準

二 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第四十六条第二項及び第五項において同じ。)に従つて、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去をしなければならない。

第六節 許可事業者の義務等

第四十条 (許可事業者の義務)

許可事業者は、当該許可に係る海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画(前条第三項又は第五項の規定による変更の許可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第四十六条第二項及び第五項において同じ。)に従つて、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置、維持管理及び撤去をしなければならない。

(設置に関する工事の届出等)

第四十一条 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事をするときは、当該工事に着手する日の三十日前までに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該工事が行われる海域の位置及び区域並びに当該工事の内容及び工期を経済産業大臣及び国土交通大

臣に届け出なければならない。

- 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する工事が行われる海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

（監督命令）

- 第四十二条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下この項において「工作物等」という。）の撤去、移転若しくは改築、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復（次条第三項において「工作物等の撤去等」という。）を命ずることができ。

- 一 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき。
二 第三十八条第二項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件（第四十四条第四項又は第四十五条第二項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）に違反したとき。

- 三 第三十九条第一項若しくは第五項、第四十条海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る部分を除く）、前条第一項又は次条第一項の規定に違反したとき。

- 2 第二十八条第三項から第十項までの規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び国土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出及び海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の確認等）

- 第四十三条 許可事業者は、海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を経済産業大臣及

び国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電設備が設置（工事中の場合を含む。）されている場合 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が行われる海域の位置及び区域並びに当該工事の内容及び工期
二 前号に掲げる場合以外の場合 当該海洋再生可能エネルギー発電事業を廃止する旨

- 2 許可事業者は、前項第一号に掲げる場合において、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が終了したときは、その結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の確認を受けなければならない。

- 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第四十条の規定に違反して海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事を行った許可事業者（同条の定めるところにより当該工事を行う必要があるにもかかわらず当該工事をしない者を含む。）に対し、工作物等の撤去等を命ずることができ。

- 4 許可事業者が第二項の確認を受けたとき（第一項第二号に掲げる場合にあっては、同項の届出があつたとき）は、当該許可事業者に係る第三十八条第一項の許可は、その効力を失う。

- 5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第二項の確認をしたときは、速やかに、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、許可事業者の氏名又は名称、海洋再生可能エネルギー発電設備が撤去された海域の位置及び区域その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

- 6 第二十八条第三項から第十項までの規定は、第三項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第三項から第七項までの規定中「国土交通大臣」とあるのは「経済産業大臣及び国土交通大臣」と、同条第五項及び第六項中「国土交通省令」とあるのは「経済産業省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。

第七節 雑則

（地位の承継）

- 第四十四条 次に掲げる者であつて、仮許可事業者又は許可事業者が有していた地位を承継しようとする者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、その地位の承継の認可を受けることができる。

- 一 仮許可事業者又は許可事業者の一般承継人
- 二 許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備（当該許可事業者が第三十八条第一項の許可を受けたものに限る。第三項第二号において同じ。）に関する所有権その他の権利を取得した者
- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、その申請書に、海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画（仮許可事業者の一般承継人にあつては、その案）を添えて、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る認可をすることができ
 - 一 当該申請をした者（次号及び第五項において「申請者」という。）が仮許可事業者の一般承継人である場合 第三十四条第一項第一号に定める基準
 - 二 申請者が許可事業者の一般承継人又は許可事業者から海洋再生可能エネルギー発電設備に関する所有権その他の権利を取得した者である場合 前号に定める基準及び第三十八条第一項各号に掲げる基準
- 4 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の認可をするに際しては、当該認可をしようとする承継に係る仮許可又は第三十八条第一項の許可について準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により定め有効期間（この項の規定により変更されたもの又は次条第一項若しくは第二項の規定により短縮されたものを含む。）を変更し、又は第三十四条第二項若しくは第三十八条第二項の規定により付した条件（この項又は次条第一項若しくは第三十八条第二項の規定により変更し、又は新たに付したものを含む。）を取り消し、若しくは変更し、若しくは新たに条件を付することができる。
- 5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第三項の認可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、当該認可を受けた者の氏名又は名称、当該認可をした承継に係る仮許可区域又は許可区域の位置及び区域、当該認可をした承継に係る仮許可又は第三十八条第一項の許可の有効期間

- （前項の規定により有効期間を変更した場合にあつては、その変更後のもの。）その他経済産業省令・国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。
- 6 第一項各号に掲げる者は、第三項の認可をされたときに限り、当該認可に係る仮許可事業者又は許可事業者が有していた地位を承継する。
（仮許可又は許可の取消し等）
- 第四十五条** 経済産業大臣及び国土交通大臣は、仮許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、仮許可を取り消し、その効力を停止し、その有効期間を短縮し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。
 - 一 偽りその他不正な手段により仮許可を受けたとき。
 - 二 第三十四条第一項第一号ハ又は二（2）を除く。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 三 第三十四条第二項の規定により仮許可に付された条件（前条第四項又はこの項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）に違反したとき。
 - 四 第三十六条第四項の規定に違反したとき。
 - 2 経済産業大臣及び国土交通大臣は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十八条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、その有効期間を短縮し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。
 - 一 第三十四条第一項第一号ハ又は二（2）を除く。）に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 二 第三十六条第四項、第三十九条第一項若しくは第五項、第四十条又は第四十一条第一項の規定に違反したとき。
 - 三 偽りその他不正な手段により第三十八条第一項の許可を受けたとき。
 - 四 第三十八条第二項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件（前条第四項又はこの項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）に違反したとき。
 - 五 正当な理由がないのに、当該許可を受けた日から起算して経済産業省令・国土交通省令で定める期間内に海洋再生可能エネルギー発電事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前二項の規定により仮許可又は許可を取り消したときは、その旨を公示し、これらの規定により仮許可又は許可の有効期間を短縮したときは、短縮後の有効期間を公表しなければならない。

(旧許可事業者等の撤去義務等)

第四十六条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者(以下この条において「旧許可事業者等」という。)は、第四十条(海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に係る部分に限る。)、第四十三条第三項及び第六項並びに次条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第六項の確認を受けるまでの間は、なお許可事業者とみなす。

一 許可事業者が第三十八条第一項の許可の有効期間が満了するまでの間に第四十三条第二項の確認を受けなかった場合 当該許可事業者であつた者

二 許可事業者が前条第二項の規定により許可を取り消された場合 当該許可事業者であつた者

三 許可事業者が解散した場合において第四十四条第六項の規定による承継がなかったとき 清算人又は破産管財人

四 許可事業者が死亡した場合において相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により許可事業者が有していた地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が第四十四条第六項の規定による承継をしなかったとき 当該相続人

五 許可事業者が死亡した場合において相続人のあることが明らかでないとき 相続人に代わつて相続財産を管理する者

2 前項の場合において、旧許可事業者等は、その海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載された第三十七条第三項において準用する第三十三条第三項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、経済産業大臣及び国土交通大臣に申請して、変更の許可を受けなければならない。ただし、経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による変更の許可の申請があつたときは、第三十四条第一項第一号(第三十二条第八項第四号に係る部分に限る。)、及び第三十八条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる

基準に適合すると認める場合に限り、当該申請に係る許可をすることができ。

4 旧許可事業者等は、第二項ただし書の規定により経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

5 前三項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画の変更があつた場合における第一項の規定によりみなして適用される第四十条の規定の適用については、同条中「前条第三項又は第五項」とあるのは「第四十六条第三項又は第四項」と、「第四十六条第二項及び第五項」とあるのは「同条第二項及び第五項」とする。

6 旧許可事業者等は、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する工事が終了したときは、その結果が経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合していることについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の確認を受けなければならない。この場合においては、第四十三条第五項の規定を準用する。

(報告徴収及び立入検査)

第四十七条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、仮許可事業者若しくは許可事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは当該仮許可事業者若しくは当該許可事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、海洋再生可能エネルギー発電設備、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国際約束の誠実な履行)

第四十八条 この章の規定の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならない。

第二十五条の見出しを「(報告徴収及び立入検査)」に改め、同条第一項中「こ

の法律」を「この章の規定」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「この法律」を「この章の規定」に改め、同条第三項中「規定による」を「規定により」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条第一項第三号を削り、同項第二号中「第十条第一項の」を「第十三条第五項の規定により」に、「付した条件」を「付された条件（次項の規定により変更され、又は新たに付されたものを含む。）」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 偽りその他不正な手段により第十三条第一項の許可を受けた者

第二十四条第一項第四号中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に、「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第二十八条とし、第二十三条を第二十七条とする。

第三章第三節を同章第四節とする。

第二十二條第一項中「第十四条第三項第一号」を「第十七条第三項第一号」に、「第十七条第一項又は第十八条第一項」を「第二十條第一項又は第二十一條第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 港湾法第三十八條の第二項の規定は、選定事業者が第十七條第三項第二号に掲げる事項が定められた認定公募占用計画に従って同号に規定する行為をする場合については、適用しない。

第三章第二節中第二十二條を第二十六條とする。

第二十一條第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 選定事業者が第二十二條第一項の規定に違反したとき。

第二十一條第三項中「第十条第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第二十四條とし、同条の次に次の一條を加える。

（環境影響評価法の特例）

第二十五條 選定事業者がその認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二章第一節及び第三章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する場合における選定事業者に関する環境影響評価法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第一項	前条第一項、第四項又は第五項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第八條第一項の意見に配置して第五條第一項第七号に掲げる事項に検討を加え
第十五條	第八條第一項及び第十條第一項、第四項又は第五項の意見
第二十一條第一項第一号	同条
第二十八條、第二十九條第一項及び第三十條第一項	第七條
第二十八條	第五條から
	第十一條から
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第四項及び第七項の環境保全意見
	整備法第十一條第四項及び第七項の環境保全意見
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域
	整備法第十一條第六項の地域

条とし、第十七条を第二十条とし、第十六条を第十九条とする。

第十五条第一項第二号中「第十条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第二項中「第十三条第二項第十五号」を「第十六条第二項第十五号」に改め、同条第四項中「、あらかじめ」を削り、同条第五項中「、あらかじめ」を削り、「いう」の下に「第三十六條第五項において同じ」を加え、「、前条第三項第一号に掲げる事項については」を削り、同条を第十八条とする。

第十四条第二項第四号中「再生可能エネルギー発電設備の区分等」の下に「第三十二條第八項第一号及び第三十三條第三項第四号において「再生可能エネルギー発電設備の区分等」という。」を加え、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 気象、海象、海底の地形その他の当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域（政令で定めるその上空及び海底の区域を含む。）に関する情報であつて、当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置し、及び維持管理する過程で取得するものの管理に関する事項

第十四条第三項第二号中「又は第四項」を削り、同条を第十七条とする。

第十三条第二項第一号中「単に」を削り、同項第七号中「次条第二項第九号及び第十五条第一項第一号において」及び「第六項及び同号において」を「以下」に改め、同項第八号及び第九号中「第十六条」を「第十九条」に改め、「単に」を削り、同項第十三号中「第十七條第一項」を「第二十條第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「、あらかじめ」を削り、同条第八項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に、「促進法」を「整備法」に、「第十三條第一項」を「第十六條第一項」に、「第十三條第二項第十号」を「第十六條第二項第十号」に、「第十四條第一項」を「第十七條第一項」に、「第十五條第六項」を「第十八條第六項」に改め、同条を第十六条とする。

第三章第二節を同章第三節とする。

第三章第一節中第十二条を第十五条とし、第九条から第十一条までを三条ずつ繰り下げる。

第八条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 当該区域の海洋並びにその周辺の海岸及びその近傍の土地の環境（以

下この号及び第四項において「海洋環境等」という。）の状況からみて、海洋再生可能エネルギー発電事業の実施が当該区域の海洋環境等の保全に支障を及ぼすおそれがないと見込まれること。

第八条第二項中「、あらかじめ」を削り、同条第七項中「変更する」を「縮小する」に改め、同項後段を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「その旨及び」を削り、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」の下に「の位置及び区域」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「あらかじめ」を削り、「次条第一項」を「第十二條第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「国土交通大臣に」の下に「対し、」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「国土交通大臣は」の下に「前項の規定による通知に係る区域について」を加え、「、あらかじめ」を削り、「その旨」を「当該指定をしようとする海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域」に、「公告から」を「公告の日から」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る区域の位置及び区域並びに海洋再生可能エネルギー源を環境大臣に通知するものとする。

4 環境大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る区域の海洋環境等に関する情報を収集するため、次条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査（海洋環境等に関する調査をいう。以下この項及び同条において同じ。）の項目ごとに、当該海洋環境等調査方法書に記載された海洋環境等調査の手法に基づいて、海洋環境等調査を行い、その結果を経済産業大臣及び国土交通大臣に通知するとともに、公表するものとする。

第八条に次の一項を加える。

10 経済産業大臣及び国土交通大臣は、前項の規定による指定の解除又は区域の縮小をしたときは、遅滞なく、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、当該指定の解除をした旨又は当該区域の縮小をした海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の位置及び区域を公告しなければならない。

第八条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（海洋環境等調査方法書の作成等）

第十一條 環境大臣は、海洋環境等調査を行おうとするときは、次に掲げる事項を記載した海洋環境等調査方法書を作成するものとする。

- 一 海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域並びにその周囲の概況
- 二 海洋環境等調査に係る海洋再生可能エネルギー源
- 三 海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由

四 その他環境省令で定める事項

2 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、当該海洋環境等調査の項目及び手法について、当該海洋環境等調査に係る区域の環境の保全の見地からの意見（以下この条において「環境保全意見」という。）を求めるため、環境省令で定めるところにより、海洋環境等調査方法書の案を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告するとともに、当該海洋環境等調査方法書の案を、当該公告の日から一月間（次項及び第四項において「縦覧等期間」という。）、公衆の縦覧に供し、かつ、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、縦覧等期間満了の日までに、海洋環境等調査方法書の案の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。

4 海洋環境等調査方法書の案についての環境保全意見の表明は、第二項の規定による公告の日から縦覧等期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、意見書を提出することによりしなければならない。

5 環境大臣は、前項の規定による環境保全意見の表明があつたときは、これに配意しなければならない。

6 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、環境省令で定めるところにより、当該海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、環境保全意見を求めるものとする。この場合において、第四項の規定による環境保全意見の表明があつたときは、同項の期間満了後、当該都道府県知事及び市町村長に対し、その意見書の写しを送付するものとする。

7 環境大臣は、前項前段の規定による環境保全意見の表明があつたときは、これを勘案しなければならない。

8 環境大臣は、海洋環境等調査方法書の案を作成したときは、電気工作物の工事、維持及び運用の規制の観点からする経済産業大臣の意見を聴くものとする。

9 環境大臣は、海洋環境等調査方法書を作成したときは、当該海洋環境等調査方法書並びに第四項又は第七項の規定による環境保全意見の表明があつた場合にあっては、当該環境保全意見及びこれについての環境大臣の見解をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

10 環境大臣は、第一項第四号、第二項から第四項まで及び第六項の環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議するものとする。

第三章第一節を同章第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 総則

（関係地方公共団体の責務）

第七條 関係地方公共団体は、基本理念にのっとり、第四条に規定する国の施策に協力して、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用の促進に関する施策を推進するよう努めなければならない。

（海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者の責務）

第八條 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者は、第五条に定めるもののほか、関係地方公共団体が実施する海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第九條 国、関係地方公共団体、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者その他の関係する者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る我が国の領海及び内水の海域の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下この条において「新法」という。第二条第五項、第十条（第九項及び第十項を除く。）、第十一条及び第二十五条の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）、以後に新法第十条第一項の規定により指定される区域（施行日前にこの法律による改正前の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下この条及び次条において「旧法」という。）、第八条第二項の規定による調査が開始された区域で、この法律の施行の際同条第二項の規定による指定がされていないもの（以下この条において「特定区域」という。）を除く。）について適用し、施行日前に旧法第八条第一項の規定により指定された区域（特定区域を含む。）に係る指定の基準及び海洋環境（当該区域の周辺の海岸及びその近傍の土地の環境を含む。）に関する調査については、なお従前の例による。

（公募占用計画に関する経過措置）

第三条 施行日前に旧法第十四条第一項の規定により公募に応じて選定事業者となろうとする者が公募占用計画を提出した場合において、この法律の施行の際、まだその公募占用計画に係る選定事業者の選定がされていないときは、当該選定事業者の選定の処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第十五条第三項の規定により選定されている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により選定される選定事業者に係る公募占用計画の認定及び変更並びに認定に基づく地位の承継については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要がある

と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（港湾法の一部改正）

第六条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の四第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

第五十五条の二第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第十条第一項」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律第十三条第一項若しくは第三十八条第一項」に改める。

第五十六条の三第一項中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

○法律第六十号（六月十一日）

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条及び第七条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（貨物利用運送事業法の一部改正）

第九条 貨物利用運送事業法の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

○法律第六十三号（六月十一日）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（船員職業安定法の一部改正）

第九条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第九十一条中「第十一条の二第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第二項、第十二条及び第十三条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項、第十四条第二項、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条及び第十八条第一項」に、「及び第十一条の三第一項」を「第十三条第一項及び第十五条第一項」に改める。

第九十一条の三中「第三十条の二第二項及び第三十条の三第二項」を「第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十三条第一項及び第三十四条第二項」に、「第三十条の二第二項中」を「第三十一条第一項及び第三十三条第一項中」に改める。

第九十二条第五項中「第三十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十二条 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第六項中「第三十一条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

○国土交通省令第六十七号（六月一七日）
海難審判法施行規則の一部を改正する省令

海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第九十四条 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（次条において「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千四百五十円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり八千五十円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。	第九十四条 法第五十二条第一項の規定により証人等に支給する日当は、出頭及びそのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に応じて支給し、その額は、証人については一日当たり八千二百円以内において、鑑定人、通訳人及び翻訳人については一日当たり七千八百円以内において、それぞれ海難審判所が相当と認める額とする。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前の日に係る日当の額については、なお従前の例による。

○政令第二百十六号（六月二十日）
国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第四項及び第五項並びに第二十一条第三項及び第四項並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三十一号を第三十二号とし、第八号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 自家用有償旅客運送及び業として行う自家用自動車の有償貸渡しに関すること。

第十九条第一項中「、不動産・建設経済局」を削る。

第百四十五条第七号中「こと」の下に「検査測度課の所掌に属するものを除く。」を加え、同条第九号中「海洋汚染等」を「船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等」に改める。

第百四十九条第二号中「海洋・環境政策課」の下に「及び検査測度課」を加える。

第二百二十二条第一項中「二人」を「一人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 第百四十五条第七号及び第九号並びに第百四十九条第二号の改正規定並びに附則第五条の三及び第二十五条の三及び第二十六条の二を削る改正規定 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日

○国土交通省令第七十二号（六月二十五日）
国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一章 本省 第一節 内部部局 第一款 第三款（略） 第四款 不動産・建設経済局（第四十二 条―第四十三 条の三） 第五款 第十七款（略） 第二節 第四節（略） 第二章 第三章（略） 附則 （企画室、海洋教育・海事振 興企画室、モーターボート競 走監督室、業務監理室及び外	目次 第一章 本省 第一節 内部部局 第一款 第三款（略） 第四款 不動産・建設産 業局（第四十二 条―第四十三 条の四） 第五款 第十七款（略） 第二節 第四節（略） 第二章 第三章（略） 附則 （企画室、海洋教育・海事振 興企画室、モーターボート競 走監督室、業務監理室及び外

国船舶監督業務調整室並びに
国際企画調整官、国際協力調
整官及び海技試験官）
第九十五条（略）
2（9）（略）

10 外国船舶監督業務調整室

は、船舶の航行の安全の確保、
船舶の乗組員の適正な労働環
境及び療養補償の確保、船舶
の再資源化解体の適正な実施
の確保並びに海洋汚染等の防
止に係る外国船舶の監督に関
する基本的な事項についての
企画及び立案並びに関係行政
機関その他の関係者との連絡
調整に関する事務をつかさど
る。

11（18）（略）

（企画専門官）

第一百四十条 国土交通省の本省
の局及び課に、企画専門官

二百三十人以上を置く。

2（略）

国船舶監督業務調整室並びに
国際企画調整官、国際協力調
整官及び海技試験官）
第九十五条（略）
2（9）（略）

10 外国船舶監督業務調整室

は、船舶の航行の安全の確保、
船舶の乗組員の適正な労働環
境及び療養補償の確保並びに
海洋汚染等の防止に係る外国
船舶の監督に関する基本的な
事項についての企画及び立案
並びに関係行政機関その他の
関係者との連絡調整に関する
事務をつかさどる。

11（18）（略）

（企画専門官）

第一百四十条 国土交通省の本省
の局及び課に、企画専門官

二百二十七人以上を置く。

2（略）

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げ
る規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次項の規定 公布の日

二 第九十五条の改正規定 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法
律の施行の日（令和七年六月二十六日）

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則

2 の一部改正

国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則
 (平成三十一年国土交通省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 附則第十四条中国土交通省組織規則第九十五条の改正規定を削る。

○国土交通省令第七十六号（六月二十五日）

地方運輸局組織規則の一部を改正する省令

地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

（所掌事務）

第八十五条 神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 十九（略）

二十 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。

二十一 四十三（略）

2（略）

（所掌事務）

第二百二十二条 運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 四十（略）

四十一 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。

四十二（略）

別表第一（運輸支局の管轄区域の特例）（第二百二十一条第一項関係）

事	務	運輸支局	区	域
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 第二百二十五条第二項第三十三号及び第三十八号から第四十号まで（第三				

改正前

（所掌事務）

第八十五条 神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 十九（略）

二十 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。

二十一 四十三（略）

2（略）

（所掌事務）

第二百二十二条 運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 四十（略）

四十一 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。

四十二（略）

別表第一（運輸支局の管轄区域の特例）（第二百二十一条第一項関係）

事	務	運輸支局	区	域
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 第二百二十五条第二項第三十三号及び第三十八号から第四十号まで（第三				

十三号にあつては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあつては監査に関するものに限る、第三十八号から第四十号までにあつては国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）の施行に関することに限る。並びに第三百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十九号までに掲げる事務	(略)	五 第三百二十五条第二項第三十五号及び第四十一号、第二百二十七条第二項第七号及び第二十号並びに第二百二十八条第二項各号に掲げる事務	(略)	別表第二（運輸支局の管轄区域の特例（第二百二十一条第二項関係））
事 務	運輸支局	区	域	
一 第三百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあつては安全上の審査等に関するものに、第	(略)	(略)	(略)	

十三号にあつては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあつては監査に関するものに限る、第三十八号から第四十号までにあつては国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）の施行に関することに限る。）並びに第三百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十八号までに掲げる事務	(略)	十三号にあつては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあつては監査に関するものに限る、第三十八号から第四十号までにあつては国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際航海船舶等保安法」という。）の施行に関することに限る。）並びに第三百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第八号から第十八号までに掲げる事務
五 第三百二十五条第二項第三十五号及び第四十一号、第三百二十七条第二項第七号及び第十九号並びに第三百二十八条第二項各号に掲げる事務	(略)	五 第三百二十五条第二項第三十五号及び第四十一号、第三百二十七条第二項第七号及び第十九号並びに第三百二十八条第二項各号に掲げる事務
別表第二（運輸支局の管轄区域の特例）（第三百二十一条第二項関係）	(略)	別表第二（運輸支局の管轄区域の特例）（第三百二十一条第二項関係）
事 務	運輸支局	区 域
一 第三百二十五条第二項第三十三号、第三十五号及び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあつては安全上の審査等に関するものに、第	(略)	(略)

四十号にあつては監査に 関するものに限る。）、第 百二十七条第二項第一号 から第三号まで及び第七 号から第二十号まで並び に第百二十八条第二項 各号に掲げる事務であつ て、法令に基づき運輸支 局長の権限に属させられ たもの（当該法令に基づ く申請、届出その他の行 為に係る書類の接受を除 く。）	(略)	三 第百二十五条第二項第 三十三号、第三十五号 及び第三十八号から第 四十二号まで（第三十三 号にあつては安全上の審 査等に関するものに、第 三十九号及び第四十号に あつては監査に関するも のに、第三十八号に係る 監査に関するもの以外の 事務にあつては国際航海 船舶等保安法の施行に関 することに限る。）、第 百二十七条第二項第一号 から第三号まで及び第七 号から第二十号まで並び に第百二十八条第二項各 号に掲げる事務	(略)	六 第百二十五条第二項第 三十三号、第三十五号及
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)

四十号にあつては監査に 関するものに限る。）、第 百二十七条第二項第一号 から第三号まで及び第七 号から第十九号まで並び に第百二十八条第二項 各号に掲げる事務であつ て、法令に基づき運輸支 局長の権限に属させられ たもの（当該法令に基づ く申請、届出その他の行 為に係る書類の接受を除 く。）	(略)	三 第百二十五条第二項第 三十三号、第三十五号 及び第三十八号から第 四十二号まで（第三十三 号にあつては安全上の審 査等に関するものに、第 三十九号及び第四十号に あつては監査に関するも のに、第三十八号に係る 監査に関するもの以外の 事務にあつては国際航海 船舶等保安法の施行に関 することに限る。）、第 百二十七条第二項第一号 から第三号まで及び第七 号から第十九号まで並び に第百二十八条第二項各 号に掲げる事務	(略)	六 第百二十五条第二項第 三十三号、第三十五号及
(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)		(略)	(略)

び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあつては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあつては監査に関するものに、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあつては国際航海船舶等保安法の施行に関するに限る）、第二百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第二十号まで並びに第二百二十八条第二項各号に掲げる事務

び第三十八号から第四十二号まで（第三十三号にあつては安全上の審査等に関するものに、第三十九号及び第四十号にあつては監査に関するものに、第三十八号に係る監査に関するもの以外の事務にあつては国際航海船舶等保安法の施行に関するに限る）、第二百二十七条第二項第一号から第三号まで及び第七号から第十九号まで並びに第二百二十八条第二項各号に掲げる事務

（略）

（略）

附 則

（施行期日）

1 この省令は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

2 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第十五条中地方運輸局組織規則第八十五条、第二百二十二条、別表第一及び別表第二の改正規定を削る。

○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第二号（六月三十日）
国土交通省、環境省

産業標準化法施行規則の一部を改正する命令

総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令、産業標準化法施行規則（昭和二十四年通商産業省令、第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

(関係大臣)

第一条 主務大臣は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条並びに第二十一条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第一号から第五号までに掲げる産業標準に關し、次の表の上欄に掲げる鉱工業品については同表の下欄に掲げる大臣に協議しなければならない。

(略)	(略)
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号） 第四条第二項、第四項及び第五項に規定する添加物、器具及び容器包装並びに同法第六十八条第一項により指定されたおもちゃ	厚生労働大臣及び内閣総理大臣
(略)	(略)

2・3 (略)

改正前

(関係大臣)

第一条 主務大臣は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条、第十二条第二項、第十三条第二項、第十四条第二項及び第三項、第十五条、第十六条、第十七条、第十八条並びに第二十一条第一項及び第四項に規定する権限を行使する場合には、法第二条第一号から第五号までに掲げる産業標準に關し、次の表の上欄に掲げる鉱工業品については同表の下欄に掲げる大臣に協議しなければならない。

(略)	(略)
食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号） 第四条第二項、第四項及び第五項に規定する添加物、器具及び容器包装並びに同法第六十二条第一項により指定されたおもちゃ	厚生労働大臣
(略)	(略)

2・3 (略)

附 則

この命令は、公布の日から施行する。